

第2章 現状と課題

第1節 地域特性

愛媛県は、四国の北西側に位置し、日本一細長い佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海の二つの海に面し、瀬戸内海側は、海に面して道後平野（松山市など）や道前平野（新居浜市、西条市など）が広がり、宇和海側は、出入りの多いリアス式海岸になっている。瀬戸内海・宇和海には200余りの島々があり、海岸線の長さは全国5位（約1,700km）、宇和海南部ではサンゴも見られる。南側に接する高知県との境付近には、西日本最高峰の石鎚山（1,982m）をはじめとする四国山地がそびえており、里地、里山、里海など、魅力あふれる自然に囲まれている。比較的温暖な気候で災害も少なく、安定した物価・住宅事情や、通勤・通学時間の短さなど、快適に暮らせる環境や時間的なゆとりにも恵まれている。

東予地域では、製紙・紙加工業の集積する地区、化学コンビナートや造船、鉄鋼工場などが立地する地区、造船やタオル・繊維産業が立地する地区など、地域ごとに特徴のあるものづくり産業が発展している。これらの製造・加工業からは産業廃棄物が多く排出されるが、多様な加工技術をもつ企業も多く立地していることから、企業間の連携等による3R技術の開発・導入が見られる。

県都松山市が所在する中予地域は、県内人口の半数以上が居住していることから、絶対量でみた家庭ごみの排出が多くなっている。また、産業面では、商業、観光、飲食、サービス業などの第三次産業が発達しており、食品残さや包装ごみなども多くなる傾向もあるが、リサイクルに積極的に取り組む大手製造業等も立地している。

南予地域は、日本有数のかんきつ類の産地であるとともに、豊かな水産資源を活用して第一次産業が主たる産業となっており、特に、マダイ、ブリ、真珠等の養殖や栽培などに高い技術と経験が蓄積されており、それらから排出される廃棄物をリサイクルに生かす取り組みが行われている。

このほか、各地域で、林業や農業が主力となる山間部も抱えており、第一次産業から排出される廃棄物の循環的利用などの取り組みも行われている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用をはじめ、事業活動への在宅勤務の導入など、社会生活に大きな変化がみられる。

本計画においては、こうした地理的・社会的特性を考慮しつつ、循環型経済(サーキュラ・エコノミー)を見据え、IoT や AI などのデジタル・トランスフォーメーション(DX)によるビジネスモデルの変革を進める。

また、それぞれの地域が持つ技術や特性を生かして、地域間の循環資源の移動・交換などにも取り組むことで、県全体として最適なりサイクルや適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指していく。

第2節 廃棄物の現状

1 一般廃棄物の排出及び処理状況

1-1 ごみ総排出量

ごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量）及び総人口の推移は、図 2-2-1 のとおりで、令和 2 年度のごみ総排出量は 438 千トンである。

本県の人口は、微減傾向で推移しており、ごみ総排出量も人口の減少に沿って微減傾向で推移している。

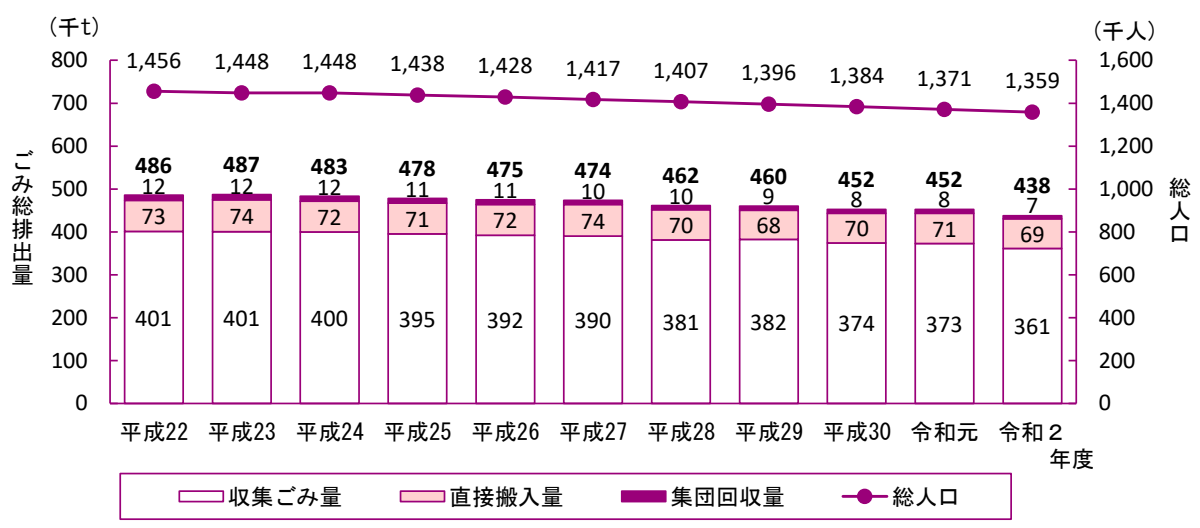


図 2-2-1 ごみ総排出量及び総人口の推移

1-2 1人1日当たり排出量

令和 2 年度における 1 人 1 日当たり排出量は 882g/人・日であり、令和元年度の全国平均 (918g/人・日) を下回っている。

1 人 1 日当たり排出量は、平成 22 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移していたが、同年度以降、減少傾向で進んでいる。令和 2 年度は特に事業系ごみが大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる。

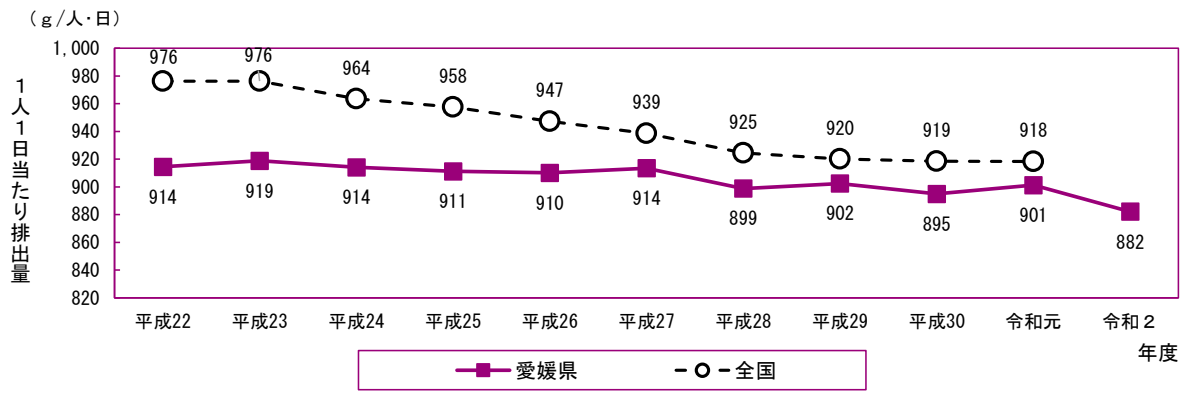


図 2-2-2 1 人 1 日当たり排出量の推移

1-3 広域ブロック別ごみ総排出量

令和2年度における広域ブロック別ごみ総排出量は、図 2-2-3 のとおりである。

ごみ総排出量が最も多いのは松山ブロックの180千トンで、次いで西条ブロックが119千トン、今治ブロックが58千トン、八幡浜ブロックが43千トン、宇和島ブロックが36千トンとなっている。

令和2年度の1人1日当たり排出量で見ると、最も多いのは西条ブロックの1,047g/人・日で、次いで今治ブロックが981g/人・日となっている。八幡浜ブロックのみ平成27年度より微増しているが、それ以外のブロックは減少している。

また、平成27年度と比較して、ごみ総排出量は、全てのブロックで減少している。

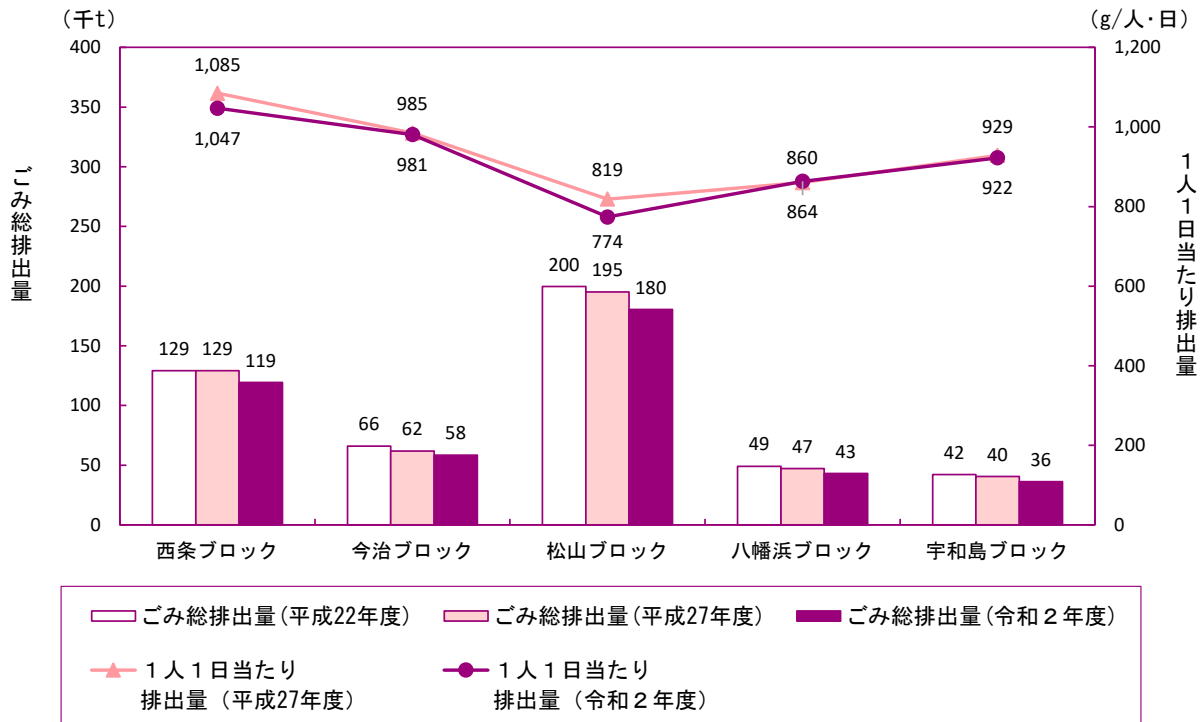


図 2-2-3 広域ブロック別ごみ総排出量

■ 広域ブロックの概要 ■

広域ブロックとは、「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」で定めたごみ広域処理ブロックのことである。各ブロックの概要を以下に示す。

ブロック	構成市町	人口(人)	面積(km ²)
西条	新居浜市、西条市、四国中央市	303,483	1,166
今治	今治市、上島町	158,181	450
松山	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	637,742	1,541
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	131,669	1,472
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	103,766	1,048
県計	20市町	1,334,841	5,677

注) 人口：令和2年国勢調査結果（令和2年10月1日現在の人口）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和2年10月1日現在の面積）



1-4 ごみの処理状況

令和2年度における県内のごみの処理フローは、図 2-2-4 のとおりである。

ごみ総排出量は 438 千トンで、このうち焼却や破砕・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は 56 千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は 74 千トン（リサイクル率 16.7%）となっている。

本県における焼却処理量は 363 千トン、最終処分量は合計 40 千トン（9.1%）となっている。

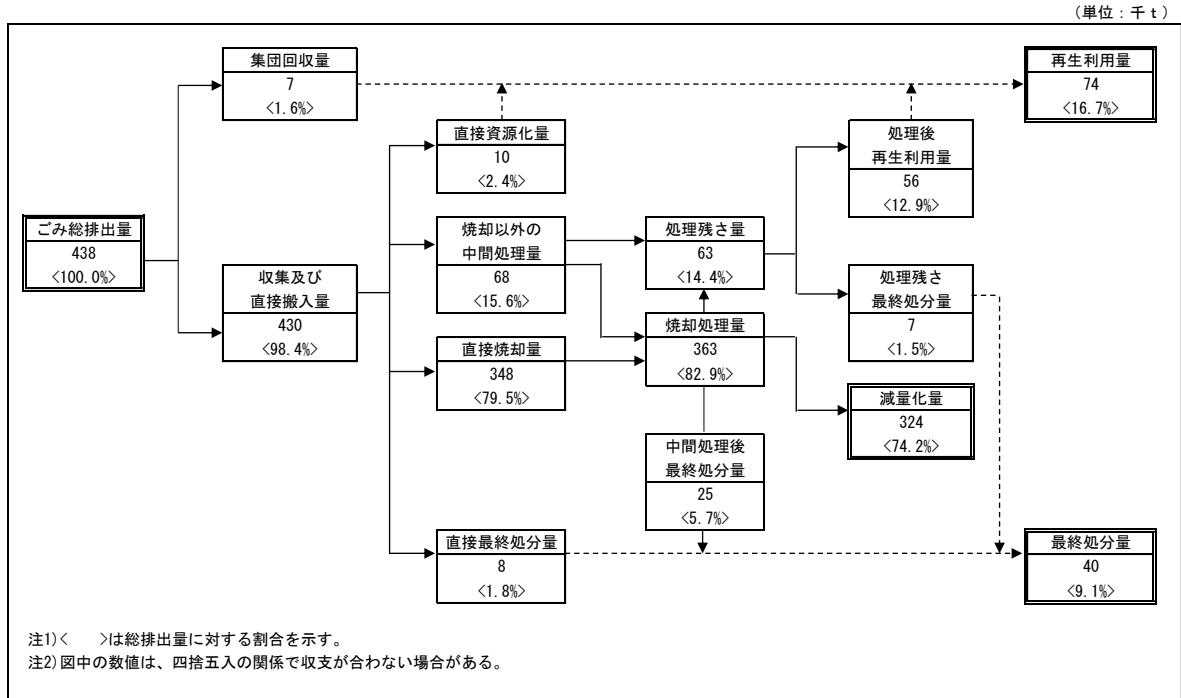


図 2-2-4 ごみの処理フロー（令和2年度）

ごみの処理状況の推移は、図 2-2-5 のとおりである。平成22年度以降は、ごみ総排出量が減少傾向にあるため、再生利用量及び最終処分量も減少傾向である。

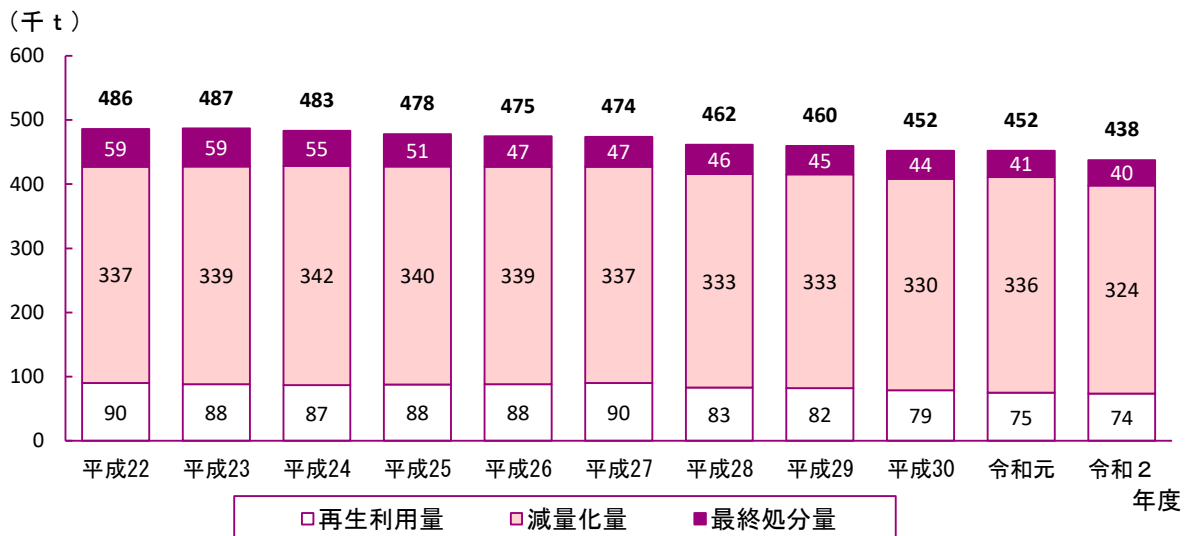


図 2-2-5 ごみの処理状況の推移

1-5 焼却処理の状況

(1) 焼却処理量と焼却率

焼却処理量と焼却率の推移は、図 2-2-6 のとおりである。令和 2 年度における焼却処理量は 363 千トン、焼却率（焼却処理量／計画処理量×100）は 83.6%である。

焼却率は、令和元年度の全国平均（84.1%）よりもやや低い水準である。

焼却処理量は、平成 22 年度以降ほぼ横ばいで推移しているが、焼却率は、やや上昇傾向で推移している。

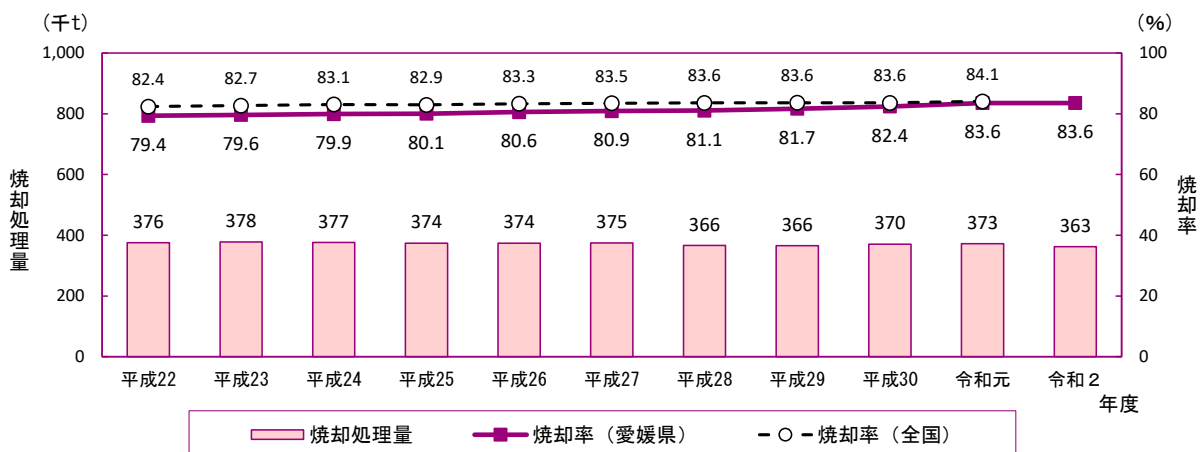


図 2-2-6 焼却処理量と焼却率の推移

(2) 広域ブロック別焼却率

令和 2 年度における焼却率を広域ブロック別にみると、今治ブロックが 89.7%で最も高く、次いで西条ブロックが 86.8%、宇和島ブロックが 83.7%、八幡浜ブロックが 81.8%、松山ブロックが 79.9%となっている。

また、すべての広域ブロックで平成 27 年度より上昇しており、今治ブロックにおいては、10%以上上昇している。

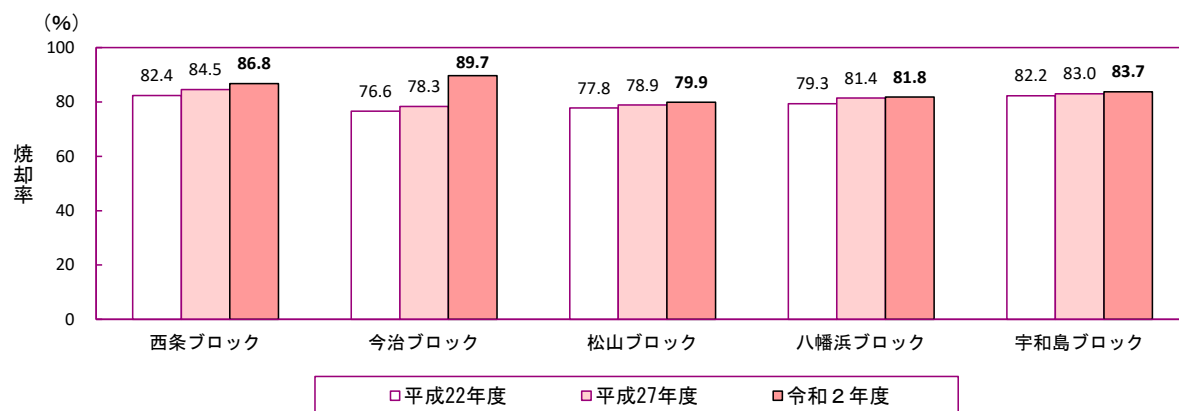


図 2-2-7 広域ブロック別焼却率

1-6 再生利用の状況

(1) 再生利用量と再生利用率

再生利用量と再生利用率（再生利用量／(ごみ処理量＋集団回収量)×100）の推移は、
図 2-2-8 のとおりである。

令和 2 年度における再生利用量は 74 千トン、このうち集団回収量が 7 千トン、資源化量が 67 千トンとなっている。平成 22 年度以降ごみ総排出量が減少傾向にあるため、同じく減少傾向で推移している。

また、再生利用率は、平成 27 年以降減少傾向で推移しており、全国平均よりもやや低い水準である。

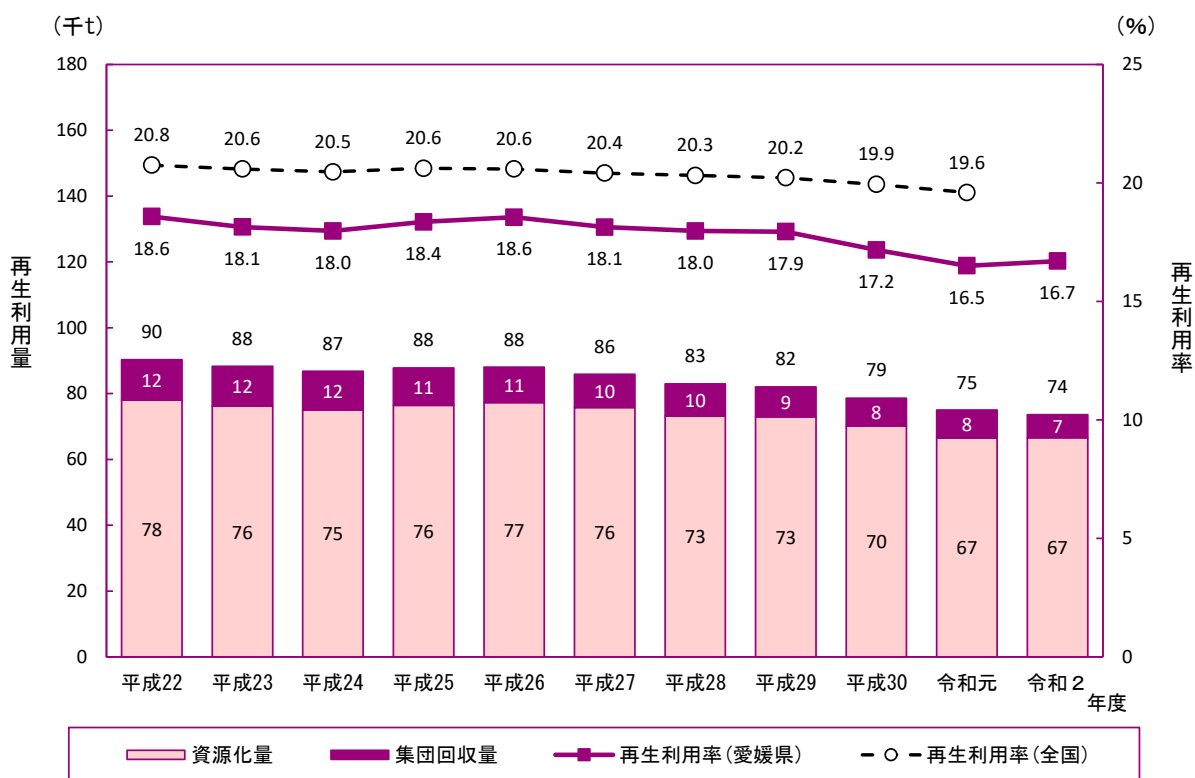


図 2-2-8 再生利用量と再生利用率の推移

(2) 広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率

広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率は、図 2-2-9 のとおりである。

令和2年度における再生利用率を広域ブロック別にみると、再生利用率が最も高いのは宇和島ブロックの 23.2%、次いで松山ブロックの 20.1%となっている。最も低いのは西条ブロックの 10.5%であり、宇和島ブロックとは約 13 ポイントの差が生じている。

また、再生利用率を平成 27 年度と比較すると、宇和島ブロックは約 5 ポイント上昇しているが、それ以外のブロックでは減少している。

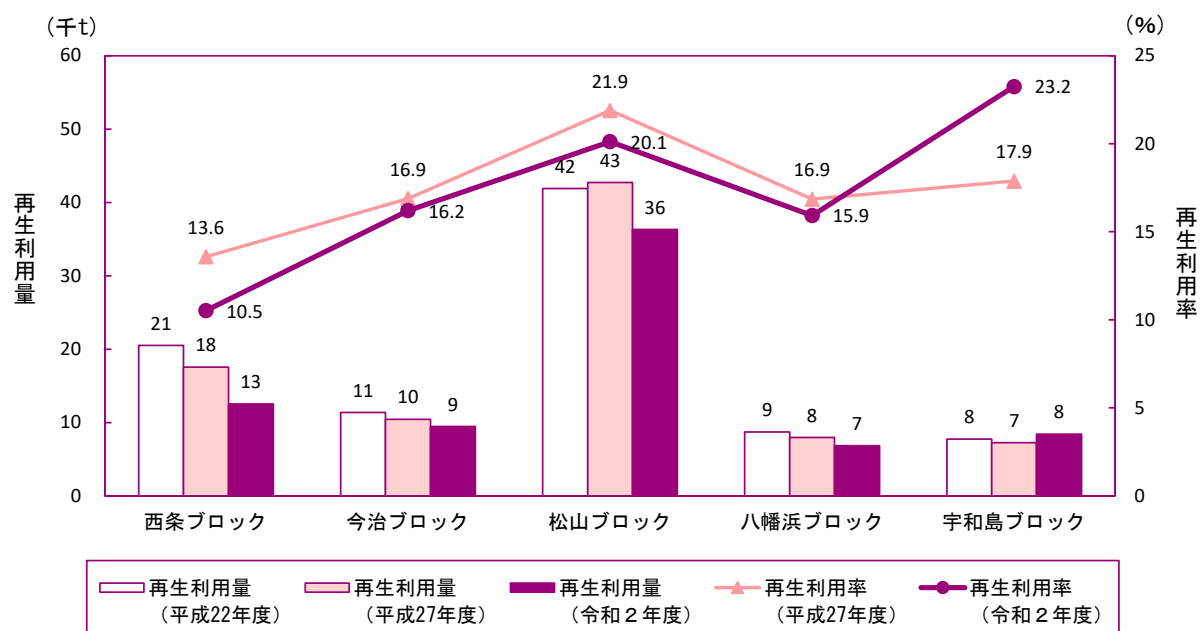


図 2-2-9 広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率

1-7 最終処分状況

(1) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率（最終処分量／計画処理量×100）の推移は、図 2-2-10 のとおりである。

令和2年度における最終処分量は40千トン、最終処分率は9.1%で、令和元年度の全国平均（9.3%）とほぼ同じ水準である。

平成23年度以降は、排出抑制や減量化、再生利用の推進に伴って、最終処分量及び最終処分率は減少傾向で推移している。

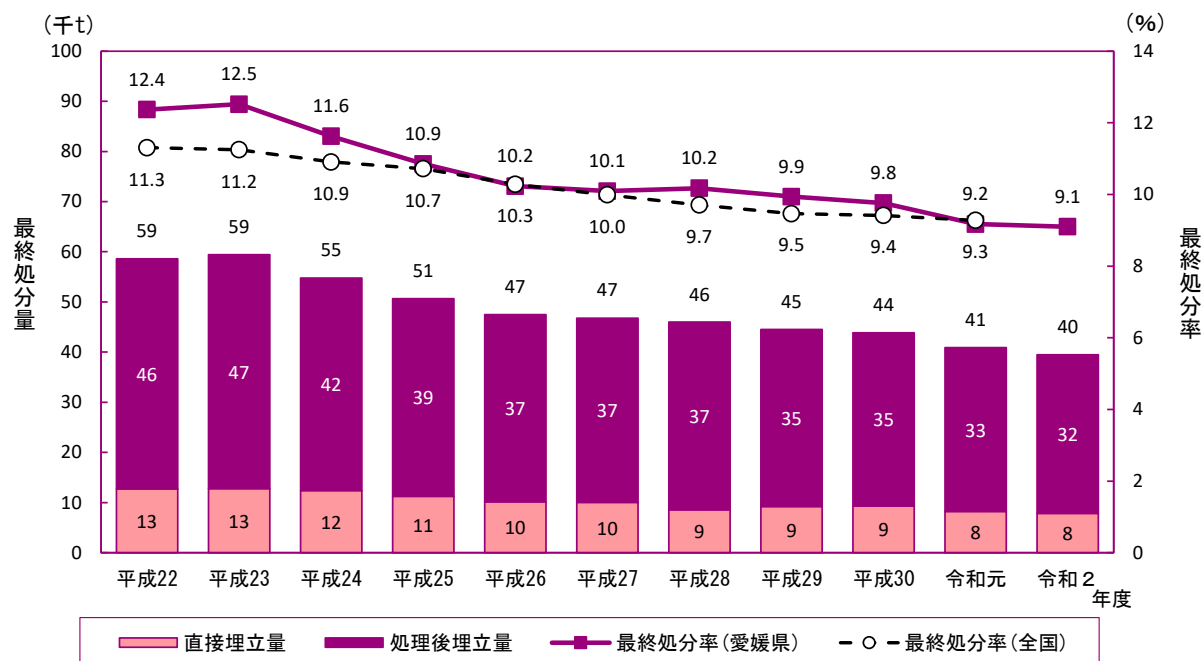


図 2-2-10 最終処分量及び最終処分率の推移

(2) 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率は、図 2-2-11 のとおりである。

令和2年度における最終処分量を広域ブロック別にみると、西条ブロックと松山ブロックが14千トンと最も多く、次いで今治ブロックと八幡浜ブロックが5千トン、宇和島ブロックが2千トンとなっている。

今治ブロックは焼却率が上昇したため、減量化され、平成27年度より5千トン減少している。また、宇和島ブロックは再生利用率が上昇したため、平成27年度より3千トン減少している。

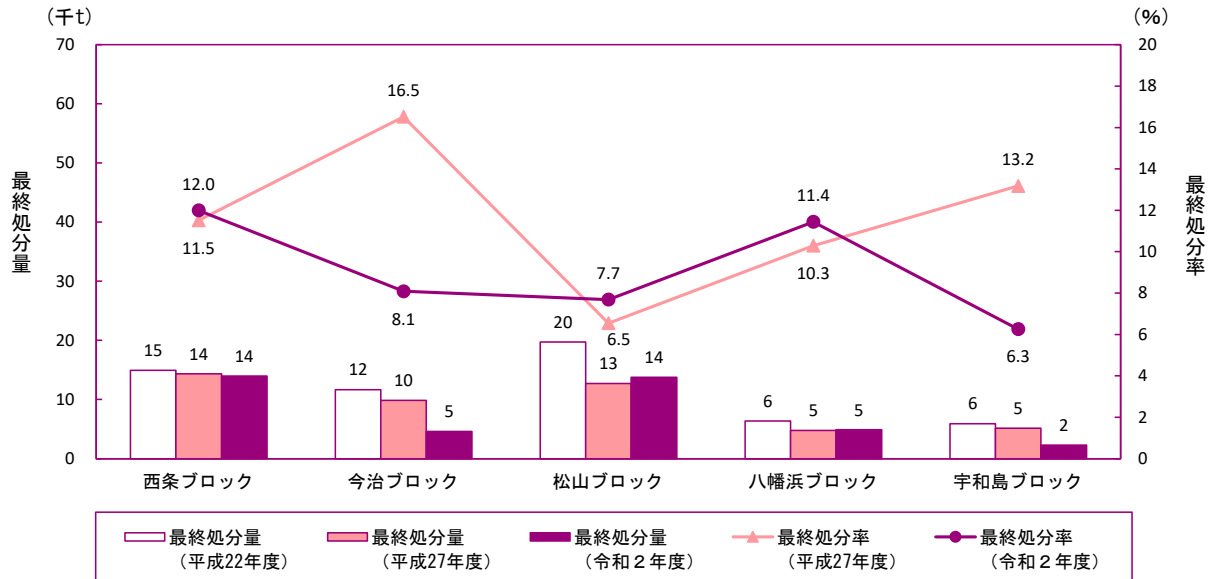


図 2-2-11 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

1-8 ごみ処理事業経費の状況

(1) ごみ処理事業経費

令和元年度に本県で費やしたごみ処理事業経費（建設改良費、処理及び維持管理費、その他）は194億円である。

建設改良費は、平成28年度と平成29年度に今治市と宇和島地区広域事務組合の施設整備に伴い、高くなっているが、平成30年度以降は29億円程度で推移している。

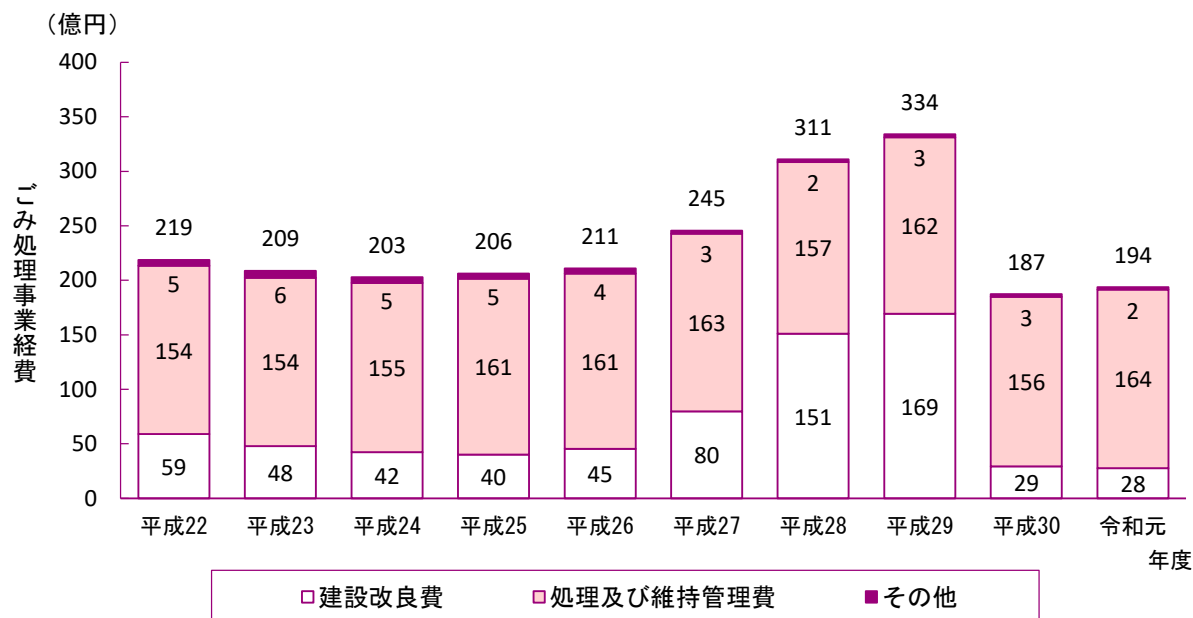


図 2-2-12 ごみ処理事業経費の推移

(2) 広域ブロック別ごみ処理事業経費

令和元年度におけるごみ1トン当たりのごみ処理事業経費を広域ブロック別にみると、八幡浜ブロックが53,916円/tで最も高く、次いで松山ブロックが45,901円/t、今治ブロックが45,574円/tとなっている。

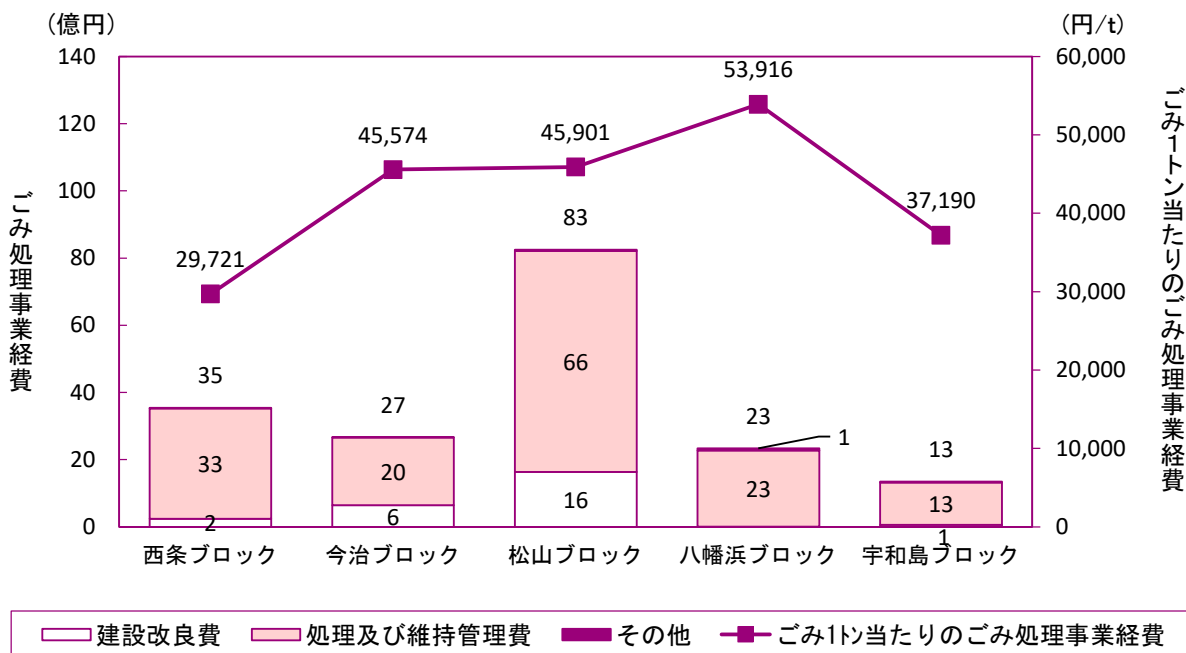


図 2-2-13 広域ブロック別ごみ処理事業経費

1-9 ごみ処理施設の設置状況

(1) 焼却施設

令和2年度末現在、県内で焼却施設は14施設稼動している。

表 2-2-1 焼却施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	炉数	処理方式	竣工年月	関係市町
1	四国中央市	クリーンセンター	150	3	全連	H12.4	
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	H15.3	
3	西条市	道前クリーンセンター	200	2	全連	H3.11	
4	今治市	今治市クリーンセンター	174	2	全連	H30.3	
5	上島町	上島クリーンセンター	9	1	機バ	H20.3	
6	松山市	西クリーンセンター	420	3	全連	H25.12	
7	松山市	南クリーンセンター	300	3	全連	H6.3	久万高原町
8	東温市	クリーンセンター	22	2	機バ	H9.4	
9	伊予地区ごみ処理施設管理組合	清掃センター	80	2	准連	S52.4	伊予市、松前町
10	砥部町	美化センター	23	1	RDF	H13.4	
11	八幡浜市	南環境センター	84	2	全連	H9.4	西予市、伊方町
12	大洲市	大洲市環境センター	90	2	全連	H3.4	
13	内子町	内子町クリーンセンター	21	2	准連	H10.12	
14	宇和島地区広域事務組合	環境センター	120	2	全連	H29.9	宇和島市、鬼北町、 松野町、愛南町
合 計			1,894	30			

※処理方式 全連：全連続式の略で原則24時間運転
機バ：機械パッチ式の略で連続8時間運転
RDF：ごみ燃料化施設
准連：准連続式の略で原則16時間運転

(2) 再生処理施設

令和2年度末現在、県内で再生処理施設は9施設稼動している。

表 2-2-2 再生処理施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	処理内容	竣工年月
1	四国中央市	リサイクルプラザ	32	選別資源化	H9.3
2	新居浜市	リサイクルプラザ	2	圧縮・梱包	H6.3
3	新居浜市	リサイクル推進施設	19.5	選別資源化	H21.10
4	今治市	今治市クリーンセンター	41	選別資源化	H30.3
5	松山市	中島リサイクルセンター	3	選別資源化	H16.11
6	内子町	内子町リサイクルセンター	1.7	圧縮資源化	H20.3
7	八幡浜市	リサイクルプラザ	11	選別資源化	H9.3
8	伊方町	伊方町リサイクルセンター	1.2	選別資源化	H22.3
9	宇和島地区広域事務組合	リサイクルセンター	20	選別資源化	H29.9
合 計			131.4		

(3) 最終処分場

令和2年度末現在、県内で最終処分場は27施設ある。このうち受入を休止し、又は終了している施設が10施設である。

表 2-2-3 最終処分場の設置状況

	事業主体	施設名称	種類	埋立開始 年月日	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	備考
1	新居浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H5.4	29,000	345,900	終了
2	新居浜市	新居浜市最終処分場	管理型	H20.4	24,000	363,116	
3	西条市	東部一般廃棄物最終処分場	管理型	H24.5	4,255	58,700	
4	西条市	船屋一般廃棄物最終処分場	安定型	S46.6	5,600	20,545	
5	西条市	東予一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.4	13,600	70,000	
6	西条市	小松一般廃棄物最終処分場	安定型	S58.8	7,421	22,731	終了
7	西条市	丹原一般廃棄物最終処分場	管理型	H12.3	4,600	16,000	
8	今治市	今治一般廃棄物最終処分場	管理型	S57.4	72,827	395,170	埋立不可
9	今治市	波方一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	10,118	54,000	
10	今治市	大島一般廃棄物最終処分場	管理型	H13.4	6,800	50,300	
11	上島町	佐島不燃物処理地	安定型	S59.4	1,100	5,000	
12	上島町	生名不燃物処理地	安定型	H5.8	2,000	5,000	終了
13	上島町	先田名後最終処分場	安定型	H2.4	3,500	8,000	
14	松山市	横谷廃棄物センター	管理型	S47.10	95,337	824,000	休止
		横谷埋立センター	管理型	H15.4	40,000	550,000	
15	松山市	大西谷埋立センター	管理型	H5.4	20,200	150,000	
16	砥部町	千里埋立処分場	管理型	H5.6	11,000	60,000	
17	大洲市	大洲市不燃物処理地	安定型	S47.4	22,250	211,300	
18	八幡浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	2,300	11,000	
19	伊方町	一般廃棄物最終処分場	管理型	H25.4	4,300	19,700	
20	西予市	野村不燃物処理場	安定型	S46.5	6,200	38,000	休止
21	西予市	惣川不燃物処理場	安定型	S47.7	864	5,600	休止
22	宇和島市	宇和島市一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.10	21,000	132,000	
23	宇和島市	蛇堀不燃物最終処分場	安定型	S62.4	5,060	81,600	休止
24	宇和島市	是能不燃物処理場	安定型	S55.4	5,300	18,550	
25	鬼北町	清水最終処理場	安定型	S48.7	9,180	56,000	休止
26	松野町	松野町一般廃棄物最終処分場	安定型	H7.6	977	7,000	休止
27	愛南町	環境衛生センター最終処分場	管理型	H11.9	9,700	55,000	
		合 計			438,489	3,634,212	

1-10 し尿の排出状況

(1) 生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、コミュニティプラント人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向で推移している。

表 2-2-4 生活排水処理人口の推移

区分		年度									
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
総人口		1,456	1,448	1,448	1,438	1,428	1,417	1,407	1,396	1,384	1,371
水洗化人口	公共下水道	646	641	655	665	701	708	710	720	700	703
	コミュニティプラント	7	7	6	6	6	3	3	34	33	1
	浄化槽	596	614	612	602	568	559	550	505	522	545
	合併処理浄化槽	274	306	294	304	304	300	298	289	311	327
	単独処理浄化槽	322	308	317	298	264	259	252	216	212	218
計		1,249	1,261	1,273	1,273	1,275	1,270	1,263	1,259	1,256	1,249
非水洗化人口	計画収集	204	184	173	163	152	146	143	136	127	121
	自家処理	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	計	207	186	175	165	154	147	143	137	128	122
水洗化率(%)		85.8%	87.1%	87.9%	88.5%	89.2%	89.6%	89.8%	90.2%	90.8%	91.1%

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)をもとに作成

令和元年度における水洗化率(水洗化人口/総人口×100)は91.1%であり、全国平均(95.4%)を下回っている。また、汚水処理人口普及率((公共下水道人口+コミュニティプラント人口+合併処理浄化槽人口)/総人口×100)は80.0%であり、全国平均(91.7%)を下回っている。

なお、水洗化率及び汚水処理人口普及率は、いずれも増加傾向で推移している。

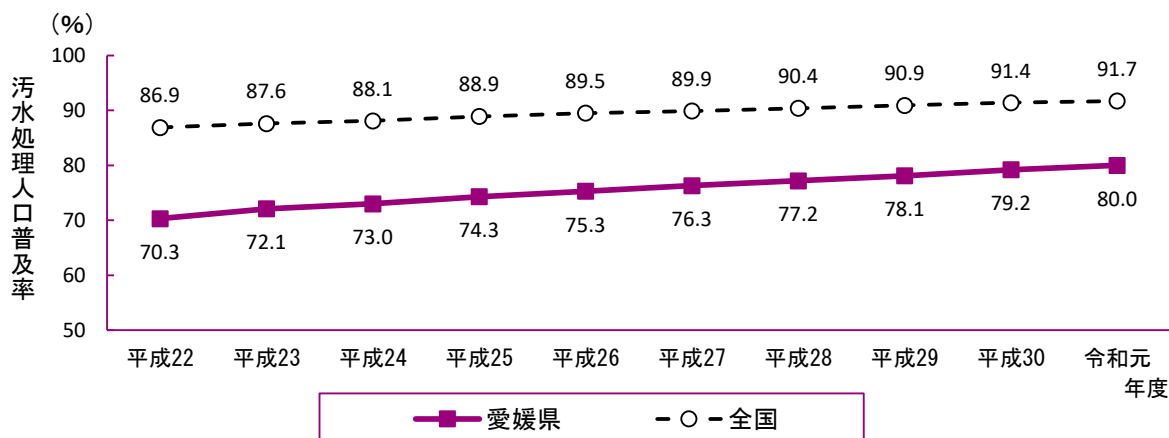
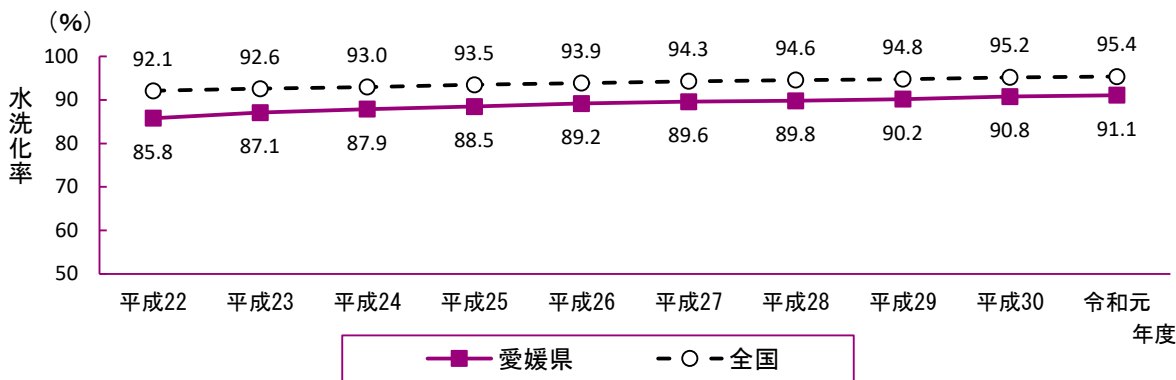


図 2-2-14 水洗化率、汚水処理人口普及率の推移

(2) 生活排水の処理状況

令和元年度の生活排水処理量をみると、し尿処理施設での処理量が360千kℓ、自家処理量が0.3千kℓであり、いずれも減少傾向で推移している。し尿処理施設での処理量のうち、汲み取りし尿は107千kℓ（し尿処理施設での処理量の29.6%）、浄化槽汚泥は254千kℓ（同70.4%）である。

表 2-2-5 生活排水処理量の推移

(単位:千kℓ)

項目	年度										
	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
計画処理量	し尿処理施設	421	421	414	409	404	396	391	387	369	360
	汲み取りし尿	161	155	147	140	136	130	124	117	107	107
	浄化槽汚泥	261	267	266	268	268	266	267	269	262	254
	ごみ堆肥化施設(汚泥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元(し尿)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道投入	0	0	0	1	2	2	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
計	421	422	414	409	407	399	393	389	371	362	
自家処理量	2	2	1	1	1	1	1	1	0.4	0.3	

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)をもとに作成

(3) し尿処理施設

令和2年度末現在、県内でし尿処理施設は、12施設稼働している。

表 2-2-6 し尿処理施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模(kℓ/日)	設置年月	関係市町
1	四国中央市	アイ・クリーン	35	H5.11	
2	四国中央市	エコトピアひうち	33	H12.4	
3	新居浜市	衛生センター	140	H2.4	
4	西条市	ひうちクリーンセンター	72	R2.3	
5	今治市	今治衛生センター	80	H27.3	
6	松山衛生事業組合	松山衛生ecoセンター	373	R2.4	松山市、東温市、砥部町(旧広田村を除く)
7	伊予市松前町共立衛生組合	塩美園	68	H12.4	伊予市(旧双海街、中山町を除く)、松前町
8	久万高原町	し尿処理施設	25	H9.4	
9	大洲・喜多衛生事務組合	清流園	100	H12.4	大洲市、伊予市(旧双海町、中山町)、砥部町(旧広田村)、内子町
10	八幡浜地区施設事務組合	一楽園	52	S61.2	八幡浜市、伊方町
11	西予市	西予市衛生センター	45	H29.4	
12	宇和島地区広域事務組合	汚泥再生処理センター	220	H27.8	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
合 計			1,243		

2 産業廃棄物の排出及び処理状況

2-1 産業廃棄物の処理状況

令和元年度における産業廃棄物の発生量は 7,981 千トン、発生量から有償物量（売却した量）を除いた排出量は 7,799 千トンである。このうち脱水や焼却、破碎などの中間処理量は 7,516 千トン（94.2%）、中間処理されることなく処分された量は、直接再生利用量が 138 千トン（1.7%）、直接最終処分量が 145 千トン（1.9%）となっている。

また、中間処理による減量化量は 5,219 千トン（66.9%）で、再生利用量（直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は 2,318 千トン（29.7%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は 238 千トン（3.1%）となっている。

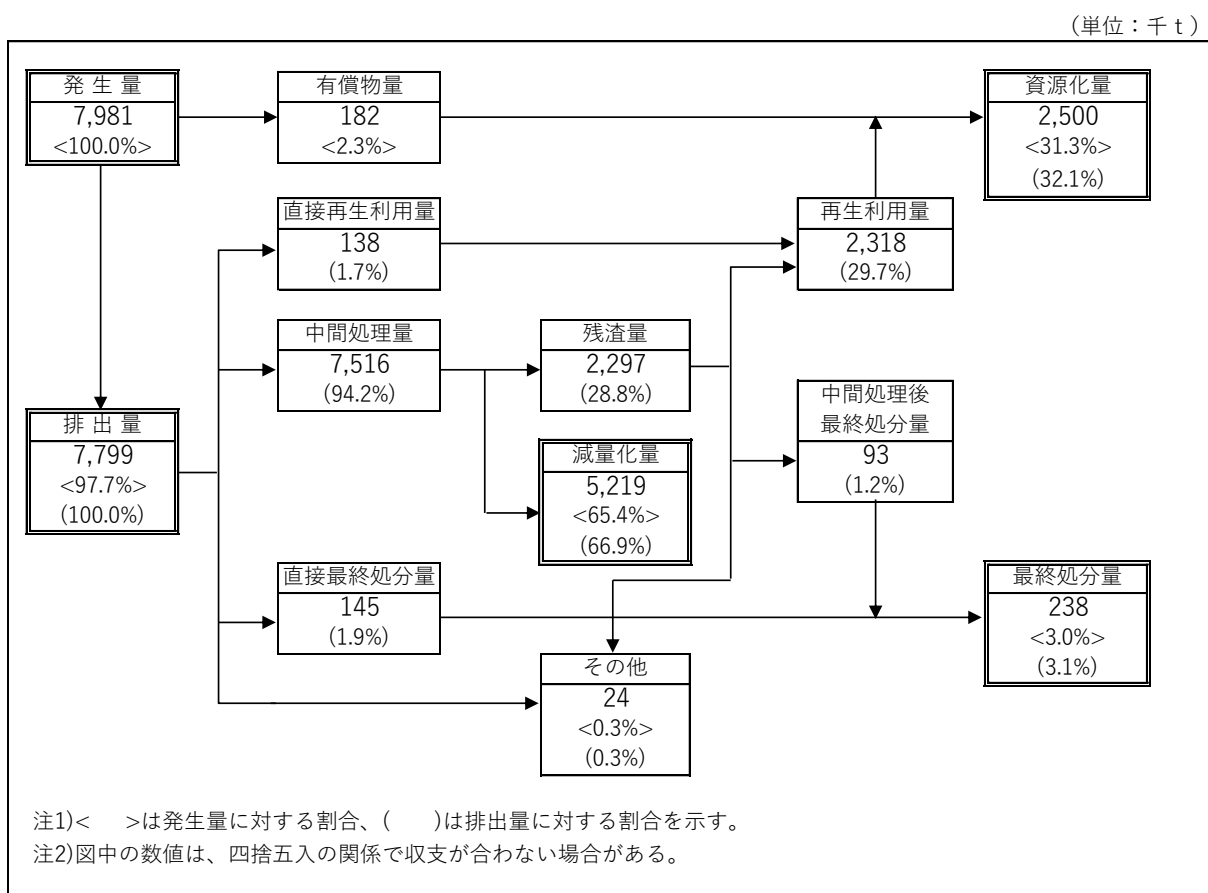


図 2-2-15 産業廃棄物の処理フロー（令和元年度）

2-2 業種別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン を業種別にみると、製造業が 5,218 千トン（排出量の 66.9%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,093 千トン（同 14.0%）、建設業が 737 千トン（同 9.4%）、農業が 671 千トン（同 8.6%）となっており、これらの4業種が排出量全体の約 99.0%を占めている。業種別の構成比を平成 26 年度と比較すると、農業が減少、製造業と電気・水道業が大きく増加している。

業種別の排出割合を全国と比較すると、本県は、全国と比べて製造業の比率が非常に高くなっている。

表 2-2-7 業種別排出量の推移

業種	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
製造業	6,597	69.3	5,515	68.9	4,942	65.7	5,218	66.9
電気・水道業	731	7.7	835	10.4	924	12.3	1,093	14.0
農業	1,055	11.1	903	11.3	828	11.0	671	8.6
建設業	1,048	11.0	655	8.2	713	9.5	737	9.4
その他	83	0.9	96	1.2	120	1.6	80	1.0
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

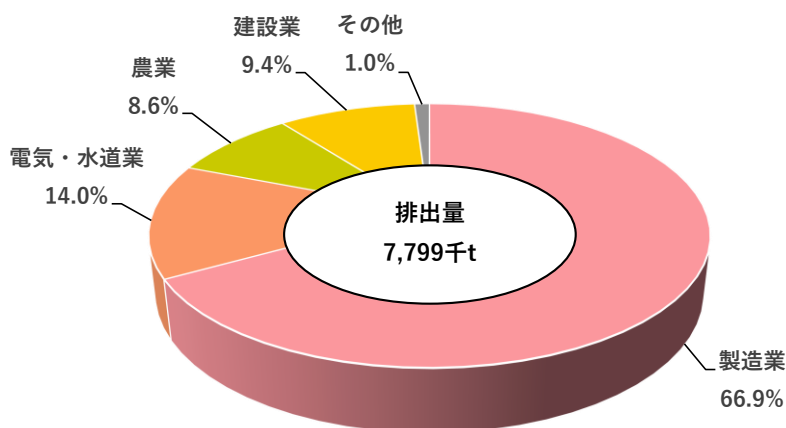


図 2-2-16 業種別の排出割合 (令和元年度)

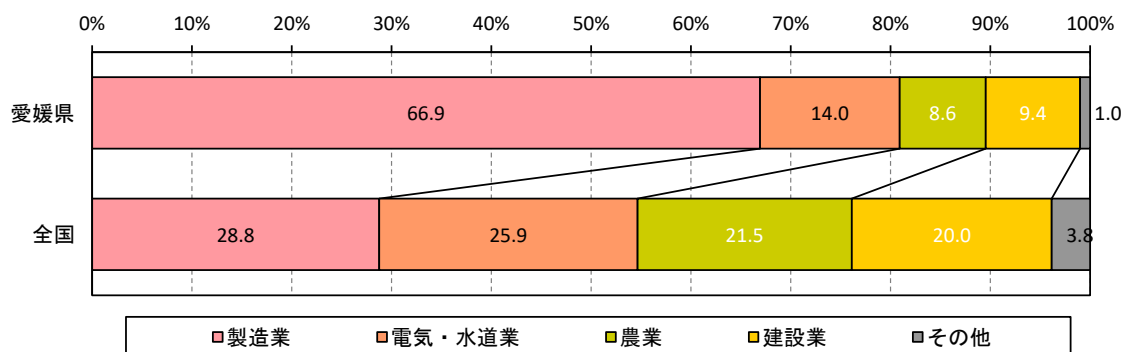


図 2-2-17 業種別の排出割合 - 全国との比較 (令和元年度)

2-3 種類別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン種類別にみると、汚泥が 5,525 千トン（排出量の 70.8%）で最も多く、次いで動物のふん尿が 671 千トン（同 8.6%）、がれき類が 581 千トン（同 7.4%）、ばいじんが 497 千トン（同 6.4%）等となっており、これらの 4 種類が排出量全体の約 93.2%を占めている。種類別の構成比を平成 26 年度と比較すると、動物のふん尿と木くず及び燃え殻が減少し、汚泥が増加している。

種類別の排出割合を全国と比較すると、本県は、全国と比べて汚泥の比率が非常に高くなっている。

表 2-2-8 種類別排出量の推移

種類	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
汚泥	6,515	68.5	5,632	70.4	4,895	65.0	5,525	70.8
動物のふん尿	1,054	11.1	902	11.3	827	11.0	671	8.6
がれき類	893	9.4	544	6.8	589	7.8	581	7.4
ばいじん	403	4.2	406	5.1	487	6.5	497	6.4
木くず	223	2.3	161	2.0	135	1.8	81	1.0
廃プラスチック類	69	0.7	88	1.1	124	1.6	137	1.8
燃え殻	78	0.8	59	0.7	122	1.6	78	1.0
その他	278	2.9	213	2.7	347	4.6	230	2.9
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

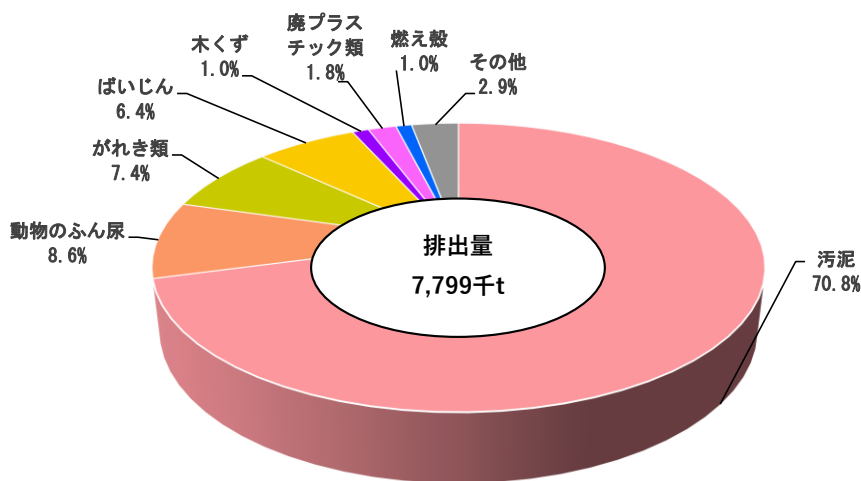


図 2-2-18 種類別の排出割合 (令和元年度)

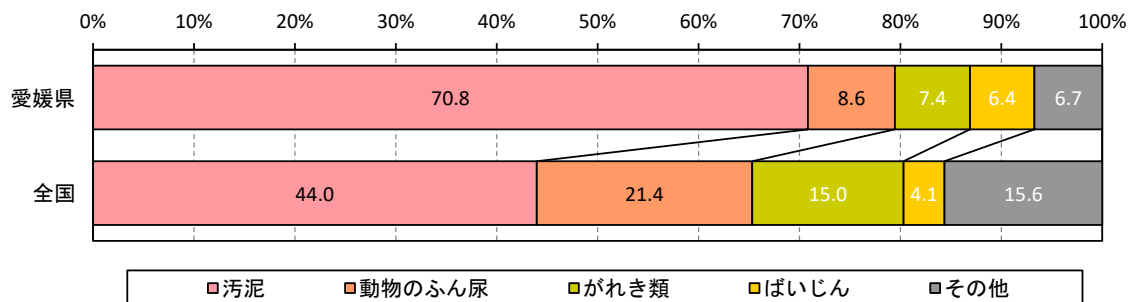


図 2-2-19 種類別の排出割合 - 全国との比較 (令和元年度)

2-4 圏域別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン圏域別にみると、四国中央圏が 4,956 千トン（排出量の 63.5%）で最も多く、次いで新居浜・西条圏が 974 千トン（同 12.5%）、松山圏が 906 千トン（同 11.6%）、八幡浜・大洲圏が 533 千トン（同 6.8%）、今治圏が 302 千トン（同 3.9%）、宇和島圏が 128 千トン（同 1.6%）となっている。

圏域別の構成比を平成 26 年度と比較すると、四国中央圏、新居浜・西条圏及び今治圏が増加、松山圏と八幡浜・大洲圏及び宇和島圏が減少している。

表 2-2-9 圏域別排出量の推移

圏域	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
四国中央圏	5,009	52.6	4,363	54.5	4,417	58.7	4,956	63.5
新居浜・西条圏	1,787	18.8	1,500	18.7	898	11.9	974	12.5
今治圏	603	6.3	360	4.5	264	3.5	302	3.9
松山圏	1,100	11.6	1,040	13.0	983	13.1	906	11.6
八幡浜・大洲圏	774	8.1	629	7.9	739	9.8	533	6.8
宇和島圏	242	2.5	112	1.4	226	3.0	128	1.6
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

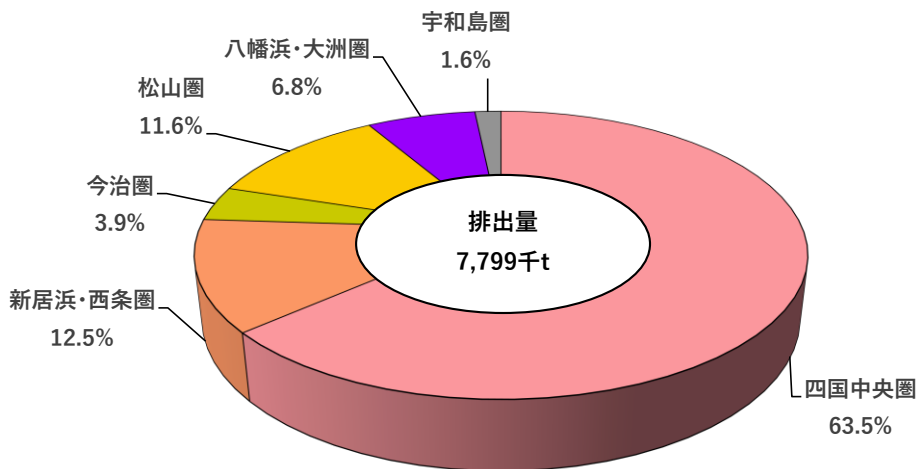


図 2-2-20 圏域別の排出割合 (令和元年度)

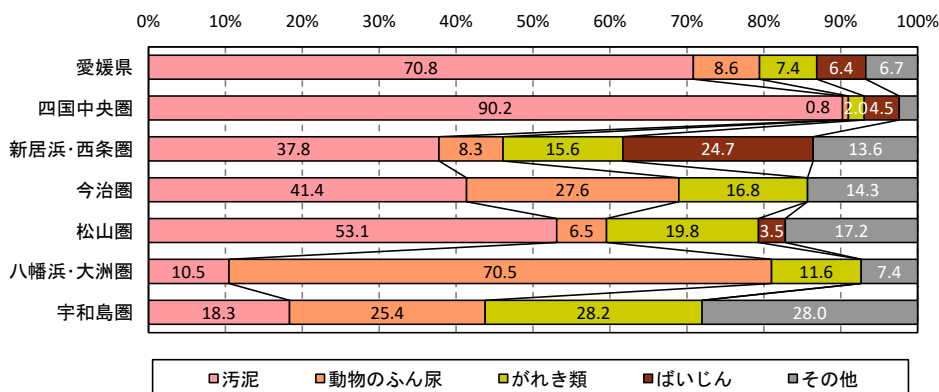


図 2-2-21 種類別の排出割合 - 圏域別の比較 (令和元年度)

2-5 処理状況

令和元年度に県内から排出された産業廃棄物 7,799 千トンは、脱水や焼却等の中間処理により 5,219 千トン（排出量の 66.9%）が減量化され、2,318 千トン（同 29.7%）が再生利用、238 千トン（同 3.1%）が最終処分されている。平成 26 年度と比べて、最終処分量の比率が減少した。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、処理状況を全国と比較すると、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっている。

表 2-2-10 処理状況の比較

項目	愛媛県										全国	
	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度		増減量(H26比)		令和元年度	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	増減量	増減率	排出量	構成比
排出量	9,514	100%	8,005	100%	7,526	100%	7,799	100%	273	3.6%	379,753	100%
再生利用量	2,468	25.9%	2,253	28.1%	2,253	29.9%	2,318	29.7%	65	2.9%	200,378	52.8%
減量化量	6,012	63.2%	5,266	65.8%	4,949	65.8%	5,219	66.9%	270	5.5%	170,223	44.8%
最終処分量	1,034	10.9%	482	6.0%	274	3.6%	238	3.1%	-36	-13.1%	9,152	2.4%
その他量	0	0.0%	3	0.0%	50	0.7%	24	0.3%	-26	-52.0%	-	-

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

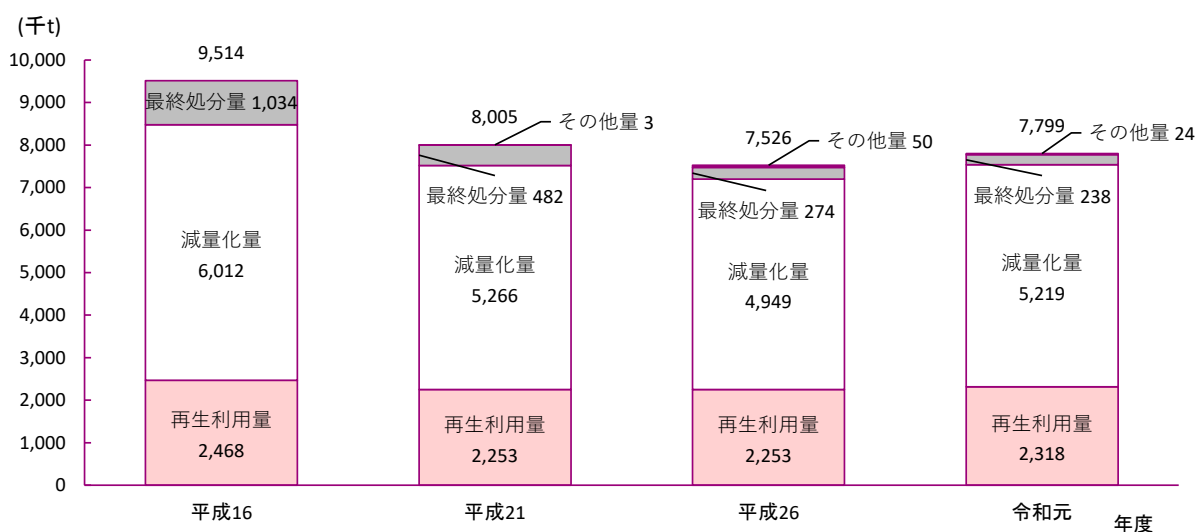


図 2-2-22 処理状況の推移

(1) 業種別の処理状況

再生利用量2,318千トンを業種別にみると、建設業が653千トン(再生利用量の28.2%)で最も多く、次いで農業が648千トン(同28.0%)、製造業が614千トン(同26.5%)となっている。

減量化量5,219千トンを業種別にみると、製造業が4,508千トン(減量化量の86.4%)次いで電気・水道業が653千トン(同12.5%)となっている。

最終処分量238千トンを業種別にみると、製造業が96千トン(最終処分量の40.3%)、次いで電気・水道業が72千トン(同30.1%)、建設業が53千トン(同22.3%)となっている。

産業廃棄物の排出量の多い業種についてみると、農業と建設業は排出量のほとんどが再生利用されているのに対し、製造業と電気・水道業は排出量のほとんどが減量化されている。

表 2-2-11 処理状況 [業種別] (令和元年度)

(単位:千t)

業種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比	再生利用量	構成比	減量化量	構成比	最終処分量	構成比
農業	671	8.6%	648	28.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	737	9.4%	653	28.2%	31	0.6%	53	22.3%
製造業	5,218	66.9%	614	26.5%	4,508	86.4%	96	40.3%
電気・水道業	1,093	14.0%	369	15.9%	653	12.5%	72	30.1%
その他	80	1.0%	34	1.5%	28	0.5%	18	7.6%
合計	7,799	100.0%	2,318	100.0%	5,219	100.0%	238	100.0%

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

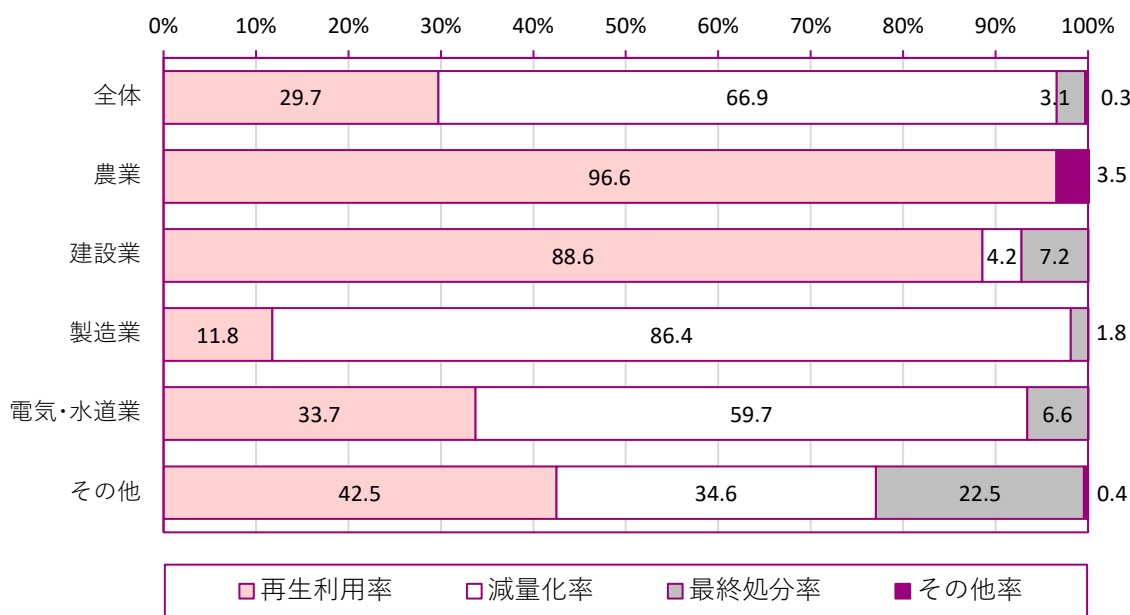


図 2-2-23 処理状況 [業種別] (令和元年度)

(2) 種類別の処理状況

再生利用量 2,318 千トンの種類別にみると、動物のふん尿が 648 千トン（再生利用量の 27.9%）で最も多く、次いでがれき類が 539 千トン（同 23.3%）、ばいじんが 491 千トン（同 21.2%）、汚泥が 315 千トン（同 13.6%）となっている。

減量化量 5,219 千トンの種類別にみると、汚泥が 5,105 千トン（減量化量の 97.8%）、次いで廃プラスチック類が 48 千トン（同 0.9%）となっている。

最終処分量 238 千トン種類別にみると、汚泥が 105 千トン（最終処分量の 44.0%）、次いでがれき類が 41 千トン（同 17.4%）、廃プラスチック類が 27 千トン（同 11.2%）となっている。

産業廃棄物の排出量の多い種類についてみると、汚泥は排出量のほとんどが減量化されているのに対し、動物のふん尿及びがれき類、ばいじんは排出量のほとんどが再生利用されている。

表 2-2-12 処理状況 [種類別] (令和元年度)

(単位：千 t)

種類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比	再生利用量	構成比	減量化量	構成比	最終処分量	構成比
汚泥	5,525	70.8%	315	13.6%	5,105	97.8%	105	44.0%
動物のふん尿	671	8.6%	648	27.9%	0	0.0%	0	0.0%
がれき類	581	7.4%	539	23.3%	0	0.0%	41	17.4%
ばいじん	497	6.4%	491	21.2%	0	0.0%	6	2.7%
廃プラスチック類	137	1.8%	63	2.7%	48	0.9%	27	11.2%
木くず	81	1.0%	68	3.0%	10	0.2%	2	0.9%
燃え殻	78	1.0%	66	2.9%	0	0.0%	11	4.8%
その他	230	3.0%	129	5.5%	56	1.1%	45	19.1%
合計	7,799	100.0%	2,318	100.0%	5,219	100.0%	238	100.0%

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

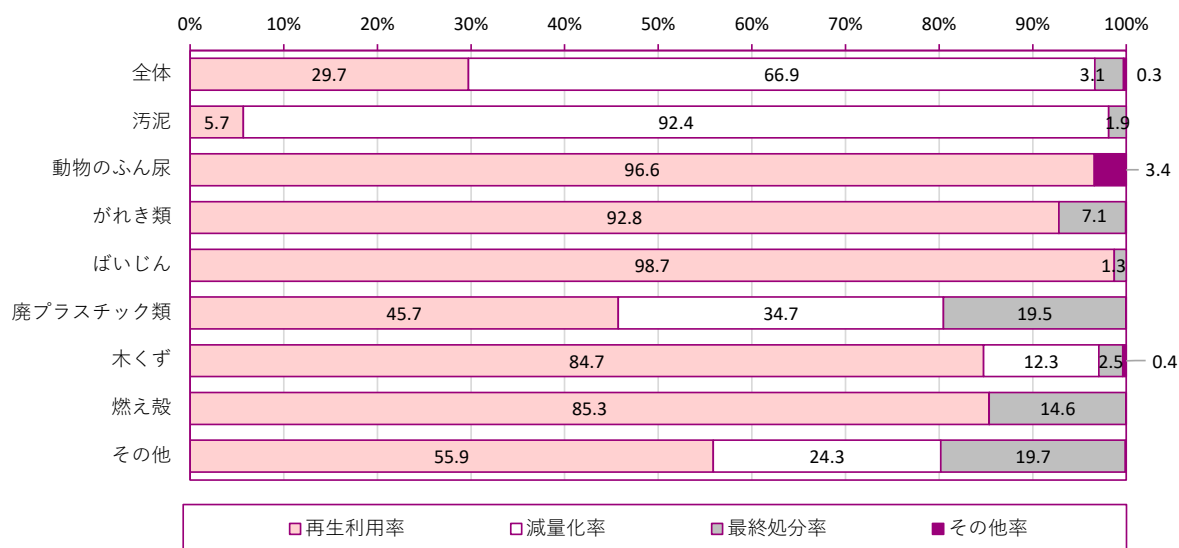


図 2-2-24 処理状況 [種類別] (令和元年度)

(3) 再生利用状況

再生利用量 2,318 千トンを用途別にみると、がれき類等から再生される土木・建設資材が 878 千トン（同 37.9%）で最も多く、次いで、動物のふん尿等から再生される飼料・肥料・土壌改良材が 816 千トン（再生利用量の 35.2%）、燃え殻等から再生されるセメント原材料が 352 千トン（同 15.2%）であり、これらの 3 用途が再生利用量全体の 85%以上を占めている。

表 2-2-13 用途別の再生利用状況（令和元年度）

(単位:千t)

種類	用途	金属資源	燃料	土飼料・肥料 土壌改良材	土木・建設資材	合再生 板木	紙パルプ 原材料	ガラス 原材料	プラ スチック 原材料	再生 タイヤ	セ メン ト 原 材 料	再 生 溶 剤	中 和 剤	高 炉 還 元	そ の 他 の 用 途	合 計
燃え殻					7						197					204
汚泥	4		1	146	57						21				6	234
廃油			5	0	0		0				1	2		0	2	10
廃酸	0		0		0						0				1	1
廃アルカリ	0		0								0				0	1
廃プラスチック類	0		45		0				8	1	2	0		1	3	61
紙くず			6		0		5									11
木くず			43	5	3	4	10				0				3	68
繊維くず			0		0		0								0	0
動植物性残さ			0	17							0			0		18
ゴムくず									0		0					0
金属くず	31								0		0				0	31
ガラスくず等	0			0	35		0	0	0		4				0	40
鋳さい	0				3						3					6
がれき類	0		0	0	440	2					94				0	536
動物のふん尿				648												648
ばいじん	31		40	0	334	4					24				10	443
その他の産業廃棄物	0		0	0	0	0		0	0		6				0	6
合計		66	140	816	878	11	15	0	8	1	352	3		2	26	2,318

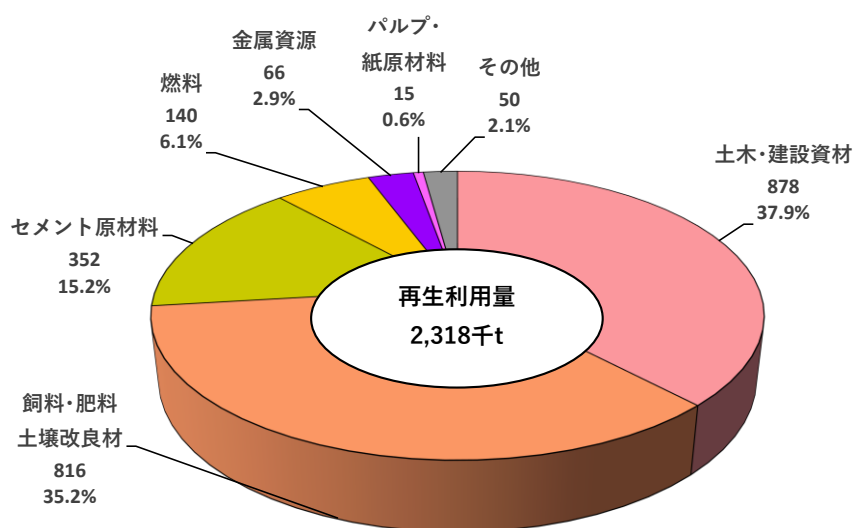


図 2-2-25 用途別の再生利用状況（令和元年度）

(4) 資源循環促進税の導入と効果（最終処分状況）

本県では、平成19年4月1日に「愛媛県資源循環促進税条例」を施行し、『資源循環促進税』を導入しており、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円（事業者自ら設置する最終処分場で埋立処分する場合は1トン当たり500円、他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合は、1トン当たり750円）が課税される。

同税は、産業廃棄物行政に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出抑制と減量化、資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策を展開するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進することを目的としている。

ア 課税対象等

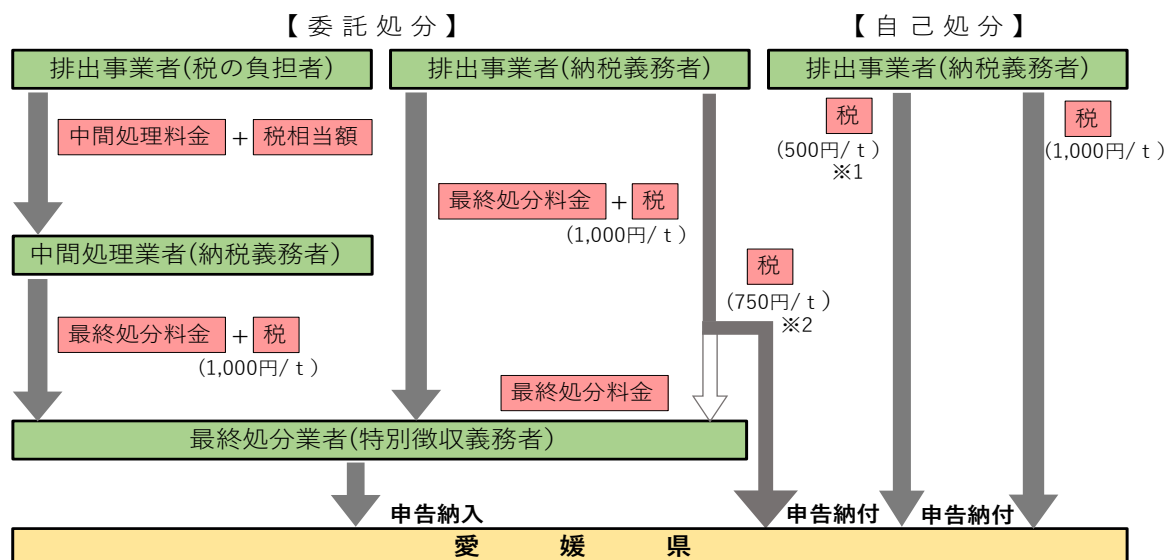
区分	概要
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
納税義務者	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者、中間処理業者
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1t当たり1,000円
軽減措置	① 排出事業者自らが排出した産業廃棄物を、自らが設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合は、税率1/2（1t当たり500円） ② 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が、当該処分場において委託処分する場合は、税率3/4（1t当たり750円）

イ 申告納入

排出事業者が産業廃棄物の最終処分を委託し、最終処分場に搬入した場合は、最終処分業者が特別徴収義務者として排出事業者等から資源循環促進税を特別徴収し、県には3箇月分（四半期分）をまとめて申告納入する。

ウ 申告納付

排出事業者自らが設置した最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合、又は他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が当該最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、排出事業者が県に資源循環促進税を3箇月（四半期）毎にまとめて申告納付する。



※1 自らが設置する専用の最終処分場において自己処分する場合
 ※2 他社が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合(新たな軽減措置)
 (軽減措置の適用には要件があります。)

図 2-2-26 資源循環促進税のフロー図

エ 資源循環促進税の効果

県内の埋立処分量は、税導入以降減少傾向にあり、資源循環促進税は一定の役割を果たしている。なお、平成30年度以降は豪雨災害などで廃棄物が増加したことに加え、事業者の大規模開発などで、埋立処分量が増加している。

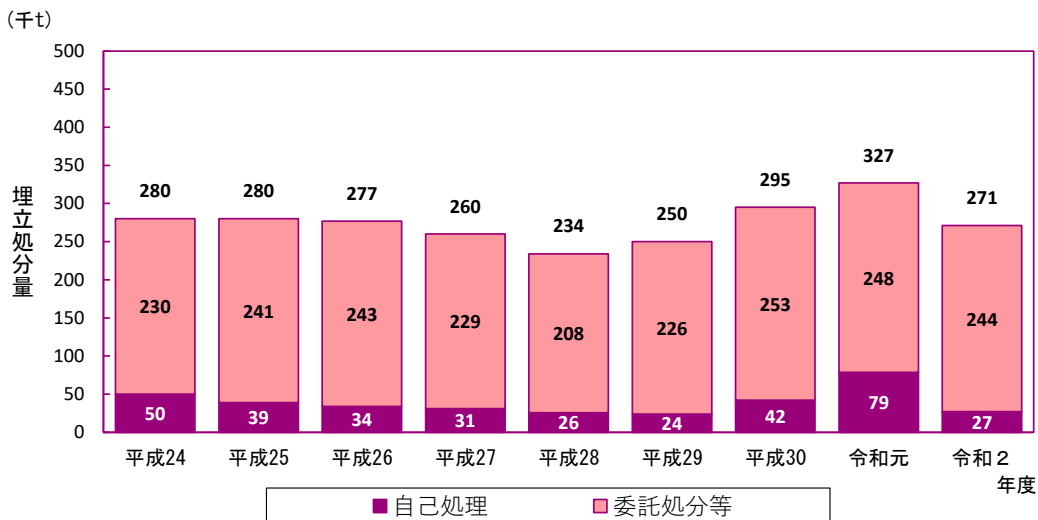


図 2-2-27 県内での埋立処分量の推移

不法投棄の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄110番の運営や産業廃棄物監視機動班による巡回監視、不法投棄監視カメラの設置や不法投棄防止対策推進協議会の開催などに取り組んでいるところであり、県内の産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たり10トン以上）が税導入前に比べると、不法投棄量及び件数とも大幅に減少し、近年は低水準を維持して横ばいで推移している。

オ 第五次えひめ循環型社会推進計画の着実な推進

資源循環促進税による税収は、①産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備、②環境ビジネスの振興、③優良な産業廃棄物処理業者の育成、④監視指導体制の拡充・強化、⑤環境教育の充実の用途目的に係る施策に充当している。

表 2-2-14 税収額の推移

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税収額	255,214	250,144	248,160	233,052	213,054	235,227	268,612	280,435	255,182

資源循環促進税は、法定外目的税であるところ、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるための財源を確保するという目的は、達成されていない。

今後、循環型社会の実現のため、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減など、引き続き、ゼロエミッションに向けてさらなる削減に取り組んでいく必要があり、資源循環促進税は、そのためのインセンティブになっている。

表 2-2-15 資源循環促進税の充当事業（平成 24 年度～令和 2 年度）

（単位：千円）

分類	充当事業名等	税充当事業額(決算額)									
		平成 年度								令和 年度	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備(22事業)	紙産業資源循環促進支援事業費	49,795	31,094	31,203	31,105	31,225	25,992	31,138	31,178	31,030	
	産業廃棄物処理資源循環促進支援事業費	17,762	17,885	10,730	13,757	17,025	18,119	18,143	17,867	18,039	
	廃棄物処理センター運営費補助金	65,635	59,298	53,227	34,064	32,268	31,283	27,370	15,443		
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費	18,170	18,270	8,816	8,661	8,769	8,542	9,756	12,374	11,033	
	循環型社会形成推進事業費	1,512	906	1,121	1,272	1,581	1,673	1,802	1,747	1,946	
	産業廃棄物行政支援交付金				58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	
	職員経費									2,431	
	リソ回収技術開発研究費				2,137	2,329	2,107				
	産業廃棄物実態調査費				4,998					7,741	
	えひめ循環型社会推進計画策定事業費					4,556					
	第三次えひめ循環基本計画(仮称)策定事業費								470		
	海岸漂着物地域対策推進事業費					1,998	193	272	25	13	
	下水汚泥燃料化技術調査研究事業費	1,351									
	第二次えひめ環境基本計画(仮称)策定事業費				297						
	バイオエタノール燃料用途検証事業費	9,833	7,701								
	自然公園等施設設備事業費					3,000	5,000	4,366	4,500	4,500	
	産業技術研究所試験研究費	1,000	2,211	2,211	1,472	1,500	810	730	1,009	818	
	アスパラガス改植障害対策現地実証試験費				1,300	1,250	1,153				
	農業用廃プラスチック適正処理推進事業費	416	416	416	416						
	環境に優しい農業生産活動推進事業費(環境保全型農業普及支援事業)	1,750	1,750	1,750	1,750	1,728	1,725	1,704	1,669	1,523	
	農業試験研究費(バイオエタノールを用いた新たな土壌消毒技術開発費)		1,300	1,300							
	地産地消飼料増産対策事業費(エコフィード利用促進事業)	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799	1,729	1,799	1,799	
環境ビジネスの振興(3事業)	売れるリサイクルモデル支援事業費			4,607	4,140	6,128	5,331	4,188			
	循環型社会ビジネス振興事業費	4,750	4,591	2,837	2,633	2,882	2,632	3,092	3,658	5,365	
	バイオ燃料利用拡大事業費	1,132	736	3,575	6,046	5,883	4,559	4,715			
優良な産業廃棄物処理業者の育成(1事業)	優良産業廃棄物処理業者育成事業費	1,461	2,241	1,908	3,074	3,279	4,715	6,405	6,944	6,262	
監視指導体制の拡充・強化(7事業)	微量PCB汚染廃電気機器処理促進事業費		5,744	6,740	5,000	2,627	2,136	1,209			
	産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	16,506	18,152	18,472	18,778	19,628	19,002	22,741	21,631	22,741	
	汚染土砂等の不適正埋立防止対策費	385	844	820	929	1,049	781	1,012	1,100	867	
	産業廃棄物処理対策費	2,297	2,404	2,790	3,868	2,764	2,469	2,752	2,831	669	
	産業廃棄物処理施設適正管理指導費	3,989	4,551	8,470	9,880	10,080	7,731	11,766	12,234	12,340	
	産業廃棄物処理施設等パトロール強化費				2,861	3,792	2,903	4,512	5,093	4,493	
	畜産経営技術指導事業費(環境調和型畜産推進支援事業)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,240	1,015	
環境教育の充実(5事業)	3R普及促進事業費	617									
	海岸漂着物対策推進普及啓発事業費	781									
	プラスチック資源循環総合対策推進事業費								244	2,320	
	体験型環境学習センター管理運営費	1,107	1,107	1,082	1,082	1,082	1,082	974			
	環境教育推進事業費	2,073	2,236	1,139	1,139	1,116	1,116	1,004	1,004	840	
	合計	205,624	186,736	166,512	221,958	228,840	212,354	220,881	202,062	195,784	

2-6 移動状況

令和元年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理・処分を目的として事業所から搬出されたものは1,889千トンである。このうち、県内自地域で処理されたものは822千トン（搬出量の43.5%）、県内他地域で処理されたものは800千トン（同42.4%）、県外で処理されたものは267千トン（同14.1%）である。

表 2-2-16 産業廃棄物の移動状況（令和元年度）

（単位：千 t）

処理・処分地域		発生圏域	四国中央圏	新居浜・西条圏	今治圏	松山圏	八幡浜・大洲圏	宇和島圏	合計
県内処理	自地域	搬出量	153 (26.2%)	270 (42.2%)	48 (50.2%)	226 (58.1%)	78 (71.9%)	48 (63.4%)	822 (43.5%)
		自己最終処分量	0	58					58
		委託中間処理量	127	197	46	214	70	46	700
		委託直接最終処分量	25	15	2	12	8	2	63
		その他量	0			0		0	1
	県内他地域	搬出量	303 (51.9%)	284 (44.4%)	42 (44.4%)	120 (31.0%)	25 (23.0%)	26 (34.9%)	800 (42.4%)
		自己最終処分量							0
		委託中間処理量	298	278	38	117	24	14	769
		委託直接最終処分量	4	6	4	3	1	12	31
		その他量							0
県外処理	搬出量	128 (21.9%)	85 (13.3%)	5 (5.4%)	42 (10.9%)	6 (5.1%)	1 (1.7%)	267 (14.1%)	
	自己最終処分量							0	
	委託中間処理量	128	81	5	42	6	1	263	
	委託直接最終処分量	0	4	0	0	0	0	4	
	その他量		0					0	
合計	搬出量	583 (100.0%)	639 (100.0%)	95 (100.0%)	389 (100.0%)	108 (100.0%)	75 (100.0%)	1,889 (100.0%)	
	自己最終処分量	0	58	0	0	0	0	58	
	委託中間処理量	553	557	89	374	99	61	1,732	
	委託直接最終処分量	29	24	6	15	9	14	98	
	その他量	0	0	0	0	0	0	1	

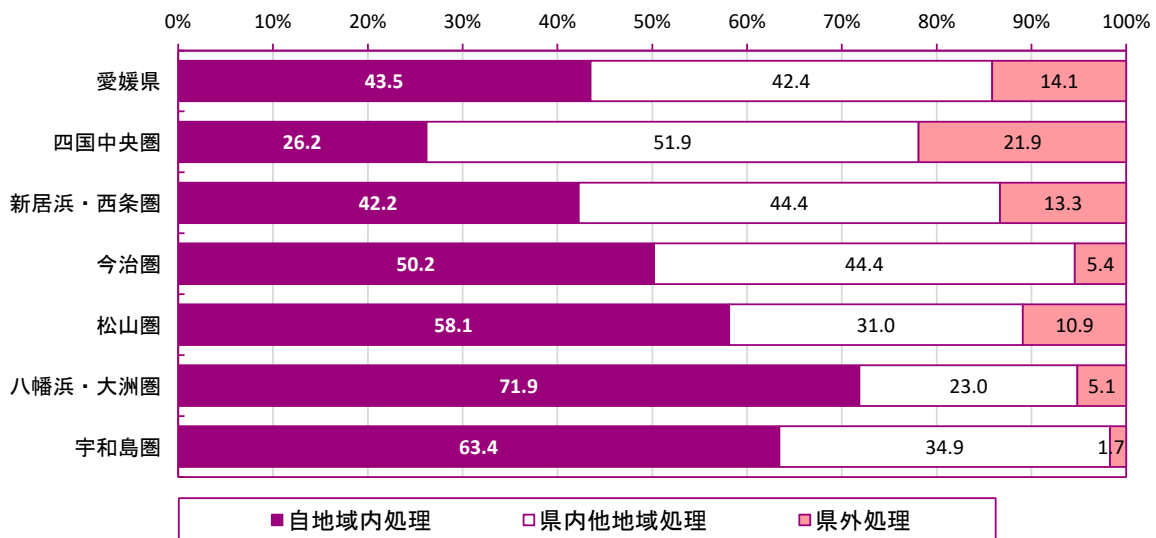


図 2-2-28 産業廃棄物の移動状況 [圏域別]（令和元年度）

2-7 広域移動状況

(1) 県内産業廃棄物の県外搬出量

県内で排出された産業廃棄物の県外搬出量（県外処理量）267千トンを種類別にみると、ばいじんが114千トン（県外搬出量の42.7%）で最も多く、次いで燃え殻が56千トン（同21.0%）、汚泥が31千トン（同11.6%）、廃油が14千トン（同5.2%）であり、これらの4種類で県外搬出量全体の約80%を占めている。

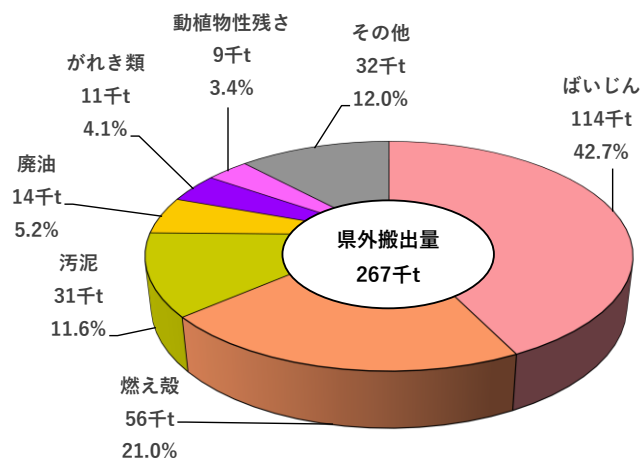


図 2-2-29 産業廃棄物の県外搬出量 [種類別] (令和元年度)

(2) 県外産業廃棄物の県内搬入量

県外で排出された産業廃棄物の県内搬入量（県内処理量）は159千トンであり、内訳をみると、最終処分を目的とするものではなく、全量が中間処理を目的としている（環境省資料「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（令和元年度実績）」より）。

県内搬入量159千トンを種類別にみると、ばいじんが83千トン（県内搬入量の52.2%）で最も多く、次いで紙くずが21千トン（同13.2%）、廃プラスチック類が6千トン（同3.8%）、汚泥が6千トン（同3.8%）であり、これらの4種類で県内搬入量全体の約73%を占めている。

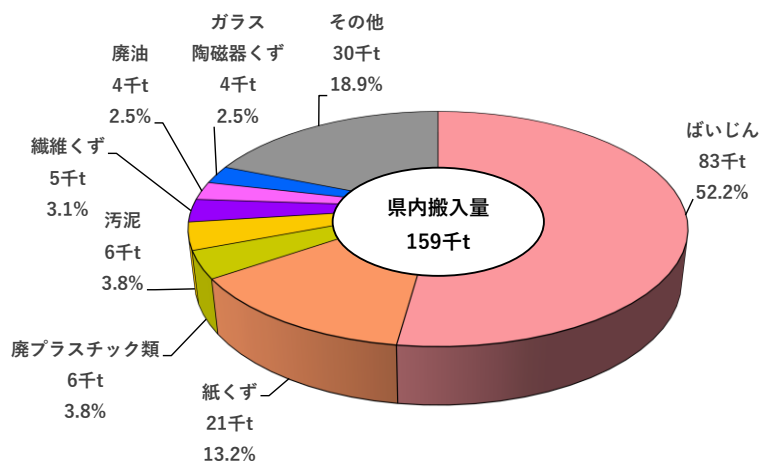


図 2-2-30 産業廃棄物の県内搬入量 [種類別] (令和元年度)

2-8 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況

(1) 業種別の排出状況

令和元年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物は 27,055 トンである。

排出量 27,055 トンを業種別にみると、製造業が 19,872 トン（排出量の 73.5%）で最も多く、次いで医療・福祉が 6,524 トン（同 24.1%）となっている。

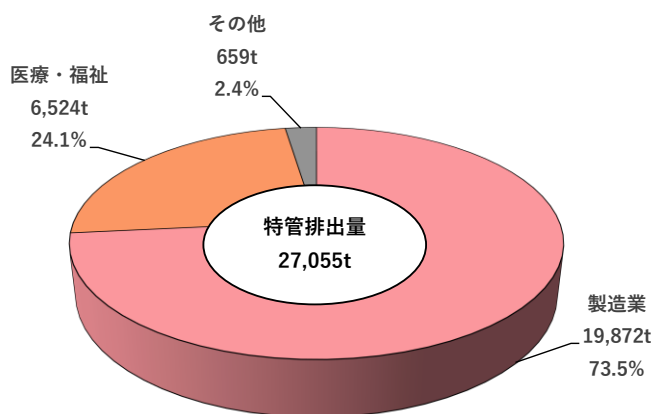


図 2-2-31 特別管理産業廃棄物の排出量 [業種別] (令和元年度)

(2) 種類別の排出状況

排出量 27,055 トンを種類別にみると、引火性廃油が 8,757 トン（排出量の 32.4%）で最も多く、次いで特定有害廃棄物が 8,148 トン（同 30.1%）、感染性廃棄物が 6,530 トン（同 24.1%）となっている。

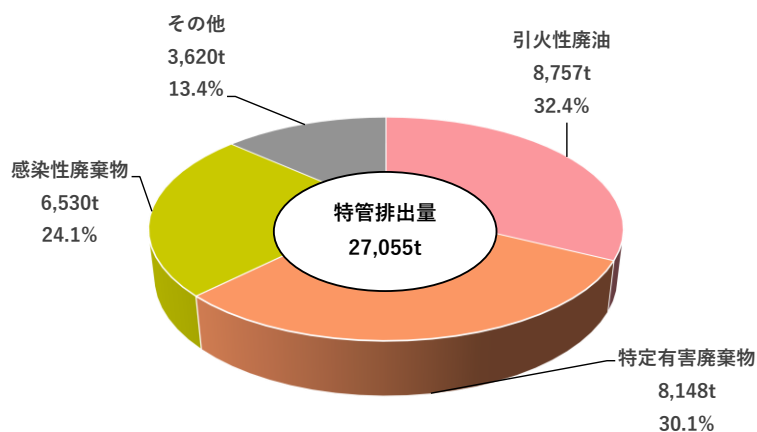


図 2-2-32 特別管理産業廃棄物の排出量 [種類別] (令和元年度)

(3) 圏域別の排出状況

排出量 27,055 トンを圏域別にみると、新居浜・西条圏が 13,552 トン(排出量の 50.1%)で最も多く、次いで、松山圏が 9,076 トン(同 33.5%)、今治圏が 2,036 トン(同 7.5%)、四国中央圏が 965 トン(同 3.6%)、宇和島圏が 798 トン(同 2.9%)、八幡浜・大洲圏が 628 トン(同 2.3%) となっている。

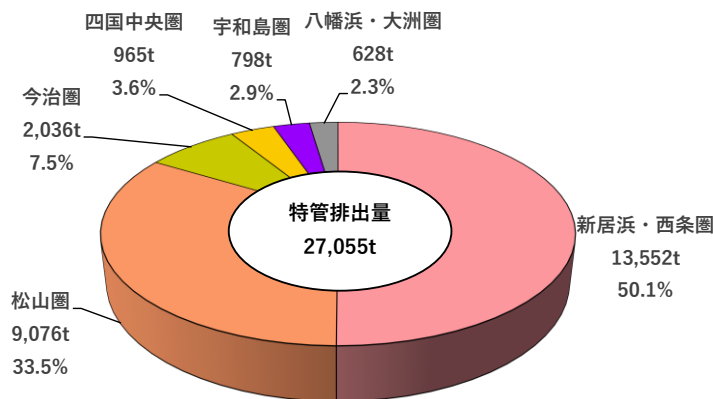


図 2-2-33 特別管理産業廃棄物の排出量 [圏域別] (令和元年度)

(4) 処理状況

令和元年度における特別管理産業廃棄物の発生量は 27,175 トン、発生量から有償物量(売却した量)を除いた排出量は 27,055 トンである。このうち脱水や焼却などの中間処理により 16,714 トン(排出量の 61.8%)が減量化され、最終的に 6,021 トン(同 22.3%)が再生利用、4,319 トン(同 16.0%)が最終処分されている。

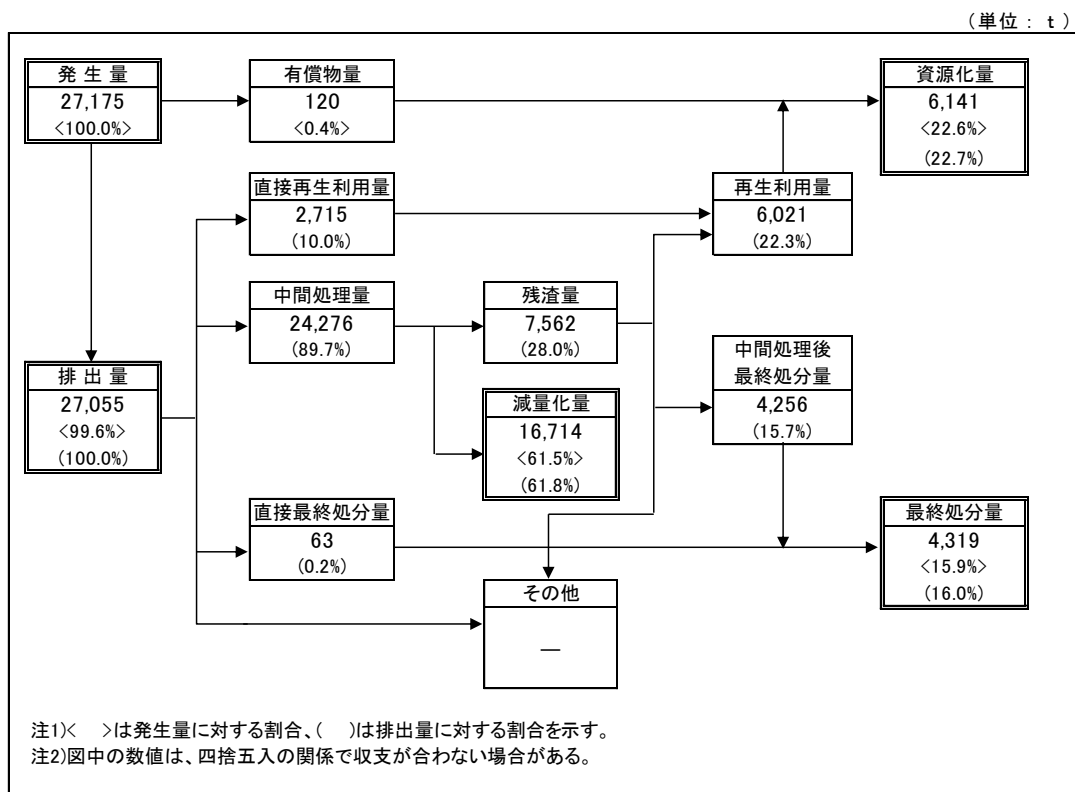


図 2-2-34 特別管理産業廃棄物の処理フロー (令和元年度)

2-9 産業廃棄物処理業等の許可状況

産業廃棄物の処理を業として行う者は、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

令和3年4月1日現在、県の許可状況は、産業廃棄物処理業が2,021件（収集運搬業者が1,821件、処分業者が200件）、特別管理産業廃棄物処理業が323件（収集運搬業者が309件、処分業者が14件）である。

また、松山市の許可状況は、産業廃棄物処理業が184件（収集運搬業者が127件、処分業者が57件）、特別管理産業廃棄物処理業が22件（収集運搬業者が19件、処分業者が3件）である。

表 2-2-17 産業廃棄物処理業の許可状況

項 目		平成 28 年 4 月 1 日現在		令和 3 年 4 月 1 日現在		
		業者数		業者数		
		愛媛県管轄	松山市管轄	愛媛県管轄	松山市管轄	
産業廃棄物	収集運搬業者		1,654	136	1,821	127
	処分業者	中間処理	178	53	176	54
		最終処分	6	0	4	0
		中間処理・最終処分	24	3	20	3
	計		1,862	192	2,021	184
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業者		264	20	309	19
	処分業者	中間処理	11	3	11	3
		最終処分	2	0	2	0
		中間処理・最終処分	2	0	1	0
	計		279	23	323	22
合 計		2,141	215	2,344	206	

2-10 処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等の21種類が産業廃棄物処理施設として定められており、国、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

令和3年4月1日現在、県の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が470施設、最終処分場が34施設、合計504施設である。

また、松山市の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が64施設、最終処分場が3施設、合計67施設である。

表 2-2-18 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の区分		平成28年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
		施設数			施設数		
		環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄	環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	0	221	3	0	221	2
	汚泥の乾燥施設	0	2	0	0	2	0
	汚泥の焼却施設	0	18	4	0	16	5
	廃油の油水分離施設	0	1	0	0	0	0
	廃油の焼却施設	0	12	5	0	11	6
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	0	0	2	0
	廃プラスチック類の破碎施設	0	14	3	0	22	8
	廃プラスチック類の焼却施設	0	14	4	0	13	5
	木くず又はがれき類の破碎施設	0	148	30	0	161	32
	汚泥のコンクリート固形化施設	0	2	1	0	1	1
	汚泥のばい焼施設	0	2	0	0	2	0
	廃水銀等の硫化施設				0	0	0
	シアン化合物の分解施設	0	1	0	0	1	0
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	0	0	0	0	0	0
	PCB廃棄物の焼却施設	2	0	0	1	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0
	PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
	焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く）	0	19	4	0	18	5
最終処分場	0	34	3	0	34	3	
合計	2	489	57	1	504	67	

2-11 不法投棄の状況

県内の1件当たり10トン以上の産業廃棄物の不法投棄（特別管理産業廃棄物については、発生量を問わずすべての不法投棄）は、件数及び投棄量ともにピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少し、近年は低水準を維持し横ばいで推移している。

平成29年度は松山市において、不要となった地下構造物が残置されている事案が発覚するなど、撲滅には至っていない状況にある。

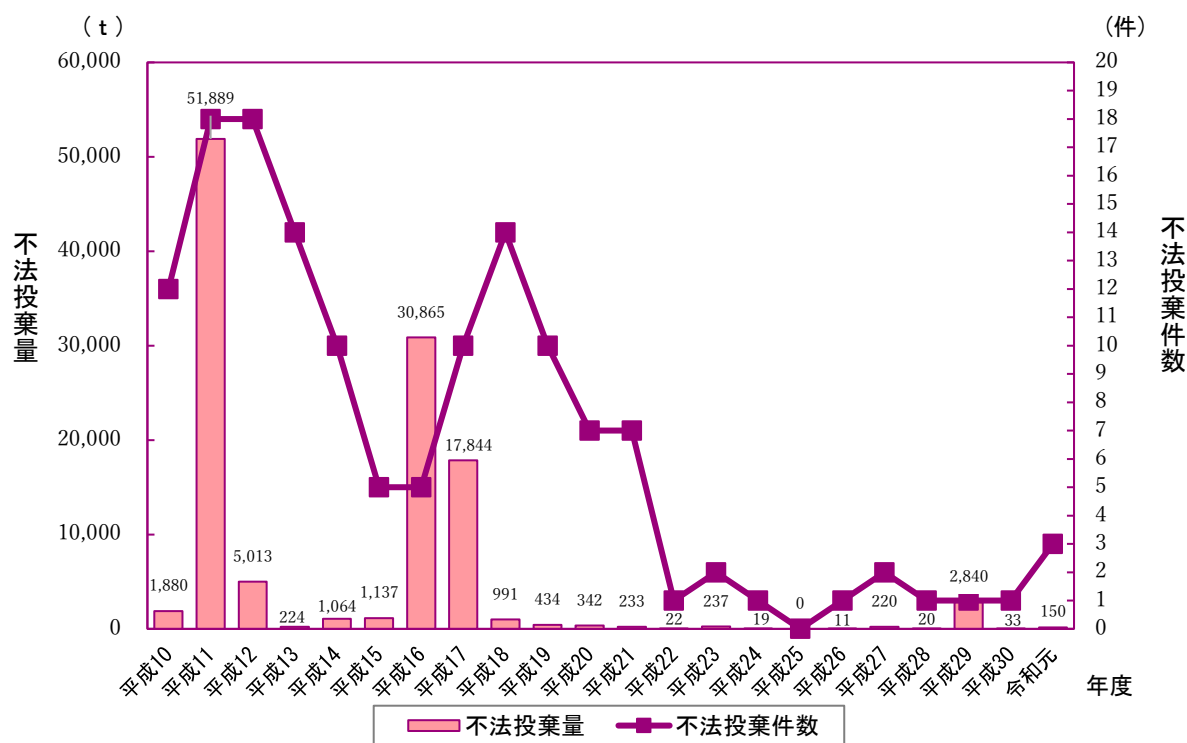


図 2-2-35 県内の不法投棄件数及び不法投棄量

第3節 前計画の進捗状況

1 前計画の進捗状況

本県の一般廃棄物・産業廃棄物の令和2年度における減量化目標は、前計画の第四次計画（平成29年3月）で設定されたものである。

一般廃棄物・産業廃棄物の実績を前計画の目標値と比較し、前計画の達成状況を確認した結果を以下に示す。

1-1 一般廃棄物

令和2年度時点において、最終処分量は令和2年度の目標値を達成しているが、ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量並びに再生利用率は未達成になっている。

表 2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績(速報)値	達成状況	
	平成27年度	令和2年度	令和2年度		
ごみ総排出量	473千t	421千t	438千t	×	未達成
1人1日当たり排出量	915g/人・日	868g/人・日	882g/人・日		
再生利用率	18.2%	27.0%	16.7%	×	未達成
最終処分量	47千t	41千t	40千t	○	達成

1-2 産業廃棄物

令和元年度時点において、最終処分量は令和2年度の目標値を達成しているが、排出量及び再生利用率は未達成になっている。

表 2-3-2 産業廃棄物の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績値	達成状況	
	平成27年度	令和2年度	令和元年度		
排出量	7,526千t	7,450千t	7,799千t	×	未達成
再生利用率	29.9%	39.0%	29.7%		
再生利用量	2,253千t	2,900千t	2,318千t		
最終処分量	274千t	240千t	238千t	○	達成

2 前計画期間の主な取組み

(1) 3Rの推進

- ・マイバッグの持参や環境に配慮した商品の販売・購入、簡易包装の促進等を内容とする「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。
- ・リデュース・リユースについて、愛媛FCと協働し、集客力の高いホームゲームにおいて、マイカップ普及啓発イベントを実施した。
- ・大型ショッピングセンターにおいて「愛媛の3Rフェア」を開催し、優良リサイクル製品や事業所の取組みのほか、県民が身近に取り組める3R活動等について紹介等を実施した。
- ・小学校高学年を主な対象として、県内のリサイクル製品の製造現場等を訪問し、3Rの取組みに触れる体験ツアーを実施した。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

【適正処理の推進】

- ・市町、一部事務組合の一般廃棄物処理施設への立入検査等により施設の維持管理基準の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理について指導を行った。
- ・一般廃棄物処理施設で多発した火災の原因となるリチウムイオン電池の分別徹底などの情報提供を行い、適正処理の確保に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症対策とごみ処理事業BCPについての市町、民間事業者向けセミナーを開催するなど、安全管理等について助言した。
- ・産業廃棄物の適切な処分が確保されるよう、産業廃棄物処理業の許可の申請については、厳格な審査を継続したほか、必要な指導監督を実施した。
- ・PCB廃棄物保管事業者に対しては、立入調査を実施して、PCB廃棄物の保管状況等を確認するとともに、処分までの間の適正保管及び期限内適正処理を指導したほか、期限内処理に応じない者に対し、改善命令や代執行により、確実な処理を行った。
- ・産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を一般社団法人えひめ産業資源循環協会に委託して実施した。

【適正な処理施設の確保】

- ・ごみ処理施設について適正な規模での効率的な施設整備が行われた。（平成29年度に宇和島地区広域事務組合環境センターが地域内3施設を集約化し新規整備された。平成30年度に今治市クリーンセンターが市内4施設を集約化し新規整備された。）
- ・し尿処理施設について適正な規模での効率的な施設整備が行われた。（平成29年度に西予市衛生センターが市内2施設を集約化し新規整備された。令和2年度に松山衛生事務組合松山衛生ecoセンターが施設を大幅にコンパクト化し更新整備された。）
- ・産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、定期的に立入検査を実施したほか、施設管理者等による維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めた。

【公共関与による処理施設の活用（一般廃棄物・産業廃棄物）】

- ・一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる公共関与の施設として、平成12年1月に操業を開始、廃棄物を高度な処理施設により焼却・溶融炉内で完全に分解処理し、処理後の残さ物も全て有効活用可能とし、埋立処分をしない「ゼロ・エミッション」を達成しながら、処理を行った。
- ・同センターは、平成22年度に全国で初めて、長年、処理困難物として保管されてきた微量PCB廃棄物の無害化処理施設として認定され、平成25年度には低濃度PCB廃棄物処理の追加認定を受けるなど、様々な処理困難物の適正処理にも取り組み、環境保全に寄与するなど、20年間にわたり、本県の廃棄物行政において重要な役割を担ってきたが、地元協定による施設の供用期限を迎えたことから、県と受益市町との協議の結果、令和2年4月をもって操業を終了した。

【不法投棄・不適正処理対策の強化】

- ・廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境保全上の支障の発生未然防止・支障の拡大防止を図るため、監視カメラや防災ヘリコプター、ドローンも活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視体制の強化に努めた。

【土砂等の埋立ての適正化推進】

- ・近年、社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩壊が懸念される中、不適正な土砂の埋立事案が発生したことから、規制強化等を行うため、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を一部改正し、令和2年5月1日から施行した。
- ・令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、158箇所土砂条例特定事業場（施工中58箇所、施工後100箇所）を対象に「全国一斉盛土総点検」を実施した結果、措置が必要となる箇所はなかった。

(3) 循環型社会ビジネスの振興

- ・「製紙スラッジのゼロエミッション」についての事業化や施設整備に向けた取組みを促進するため「紙産業資源循環促進支援事業」を実施した。
- ・県内産業廃棄物処理業者の循環型社会の構築に向けた取組みを促進するため、「資源循環技術等研究開発事業」の調査結果等に基づき、地域の廃棄物等の3Rを促進するため、「産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業」を実施した。

(4) 災害廃棄物処理体制の構築

- ・災害廃棄物対策フォーラム、ワークショップの開催等により市町の災害廃棄物処理計画策定を支援した結果、令和2年1月末までに全市町で災害廃棄物処理計画の策定が完了した。
- ・各市町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを目的とした図上訓練を実施した。

3 リサイクル関連法に係る取組み

(1) 容器包装リサイクル法

家庭ごみに占める容器包装廃棄物（ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装など）の割合は、約6割（容積比）となっており、一般廃棄物の排出量を削減するためには容器包装廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進する必要がある。

県では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき策定した愛媛県分別収集促進計画に基づき、市町の効率的な分別収集や、市町間の協力・広域化を促進するとともに、県民や事業者に対して「買い物」を通して地球環境や廃棄物などの環境問題を考え、環境に配慮したライフスタイルの実践を促進するため、マイバッグの持参や環境に配慮した商品の販売・購入、簡易包装の促進等を内容とする「環境にやさしい買い物キャンペーン」を、毎年10月の「3R推進月間」に小売業者や商店街等と連携して実施するなど、様々なイベント等を通じて、法制度の普及啓発に取り組んでいる。

(2) 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、小売店での廃家電の引取りや製造業者による指定引取場所での廃家電の引取り、リサイクルプラントでのリサイクルが実施されている。

県では市町と連携しながら、リサイクルが円滑に進むよう、消費者（排出者）に対して、家電4品目を廃棄する際に収集運搬料金とリサイクル料金を支払う必要があることなど制度の普及啓発に取り組んでいる。

(3) 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により、市町が回収ボックスの設置などの地域の実情に応じた回収を行い、認定事業者が広域的、効率的な収集をすることにより、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型家電のリサイクルを促進している。なお、県及び県内全市町は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、小型家電を回収した。

県では、国の関係機関等と連携しながら、市町に対して制度参加の呼び掛けや先進事例に関する情報等を提供するとともに、県民に対しては、各種環境イベントを通じて法制度の普及啓発に取り組んでいる。

(4) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により、建設工事の受注者等には、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の分別解体や再資源化などが、発注者等には届出等が義務付けられている。

県では、建設部・土木事務所と保健所が建設現場のパトロールを実施しており、法遵守の徹底と不適正な業者の取締りに力を入れることにより、分別解体と資源リサイクルの徹底に取り組んでいる。

(5) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）により、食品の製造・販売業者、レストラン等に、食品残さの発生抑制と減量化や肥料・燃料等への再生利用が義務付けられている。

特に、年間 100 トン以上の食品廃棄物を排出する者に定期報告を義務付けるとともに、取組みが不十分な者に対し、国は勧告・命令をすることができることになっている。

県では、資源循環促進税の使途に合致した事業に同税を充当するなど、食品廃棄物の発生抑制や減量化、また堆肥化や飼料化によるリサイクル推進に取り組んでいる。

(6) 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により、自動車メーカー・輸入業者は、使用済自動車の引取業務、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者を通じて、シュレッターダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルが義務付けられている。県では、使用済自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車リサイクル法に基づき、登録・許可制度の適切な運用や事業者への指導等に取り組んでいる。

なお、令和 3 年 3 月 31 日現在の登録・許可業者数は、平成 28 年 3 月 31 日現在に比べて減少している。

表 2-3-3 自動車リサイクル法関連事業者

区分		平成 28 年 3 月 31 日現在 事業者数		令和 3 年 3 月 31 日現在 事業者数	
		愛媛県管轄	松山市管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
登録業者数	引取業	568	143	377	104
	フロン類回収業	138	52	95	37
許可業者数	解体業	55	17	31	16
	破碎業	24	6	16	6
合計		785	218	519	163

(7) グリーン購入法

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）においては、国や地方公共団体などが率先して再生品など環境負荷低減に資する物品等（環境物品）を購入するよう努めるものとされている。また、事業者や国民についても、できる限り環境物品を選択するよう努めるものとされている。

県の機関では、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境物品を優先して選択し、グリーン購入を推進している。また、県内各市町において同様の方針を策定しているのは 5 市町のみであるが、他市町においても国の方針に準じたグリーン購入に努めている。一部の民間企業においても環境物品の積極的な選択の取組みが見られる。

4 循環型社会ビジネスの育成・支援の取組み

昨今の厳しい社会経済情勢の下では、リサイクル製品等は、製品の販路確保や、原材料の安定確保などが困難であるため、一般の製品と比べ価格面や品質面で不利になることが多く、消費者に優先的に購入してもらうためには、消費者一人ひとりの環境意識の更なる高揚が求められている。

また、地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等の循環資源の性状に適したリサイクル事業等を活性化していくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要がある。

これらを踏まえ、本県では、これまで「第二次～四次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、平成19年度に導入された資源循環促進税を活用して、循環型社会ビジネスの振興を図るための施策を実施している。施策の具体的な内容を以下に示す。

(1) 資源循環優良モデル認定制度

県内企業の3Rを推進し、循環型社会ビジネスの育成を図るため、平成13年度から実施している「資源循環優良モデル認定制度」により、他の模範となるようリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルに143件認定している。

優良モデルには、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークの使用許可や、県ホームページへの掲載、パンフレット作成による取組みの紹介のほか、大型ショッピングセンターや市町等が開催するイベント等において、県民がリサイクル製品に直接触れる機会を設けることで、優良モデルの取組みを県民や県内企業等に普及啓発し、他の事業所への波及を図っている。



(2) 循環型社会ビジネスの振興について

県では、優良モデルの普及啓発に加え、国内最大級の環境イベントである「エコプロ」をはじめ、異業種分野の商談会やビジネスマッチングを主な目的とする環境展示会への愛媛県ブースの出展や、リサイクル製品の販売戦略構築に係る経費の助成など、優良モデルの販路拡大を支援し、循環型社会ビジネスの振興を図っている。

(3) 廃棄物の減量化・リサイクルのための技術研究開発等の支援

本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙業界や産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理業界の3R活動への取組みを促進するため、県では、これらの業界や試験研究機関等が行う廃棄物の発生抑制や再資源化等の事業化に向けた技術研究開発や設備整備を支援している。

第4節 廃棄物における最近の課題

1 プラスチックごみの削減

近年、プラスチックは、その軽量性・可塑性・絶縁性等の性質を生かし、家庭用品、情報処理媒体や医療機器から乗り物に至るまであらゆる製品に使用されるなど、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらすとともに、その機能の高度化を通じて衛生管理の向上やエネルギー効率の改善等に寄与してきた。

その一方で、我が国の廃棄プラスチックの有効利用の割合は、一定の水準に達しているものの、世界全体では未だ低く、また、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

こうした地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められているところであり、世界全体の取組みとして、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に推進する必要がある。

このため、国は、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会決定）」を策定し、目指すべき方向性を掲げるとともに、令和3年6月には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み(3R+Renewable)を促進し、プラスチックの資源循環を一層促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布された。

本県では、令和2年3月に「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、「プラごみ対策先進県えひめ」のブランド化を図ることにより、地域イメージの向上並びに地場産業の活性化に繋げ、新たな成長の源泉とすることとしている。

これらの内容を踏まえて適切に対応する必要がある。

2 海洋ごみの削減

年々、海洋ごみは増加傾向にある。その原因として、海で出たごみの多くは県や市町村を越えて移動するため、どこが、どのように回収するのか役割分担が曖昧であることや各地域で海洋ごみ削減の取組みは行われているが、地域・個々人の取組みで終始してしまうこと、自治体・企業・研究者など分野を横断した広域の取組みが不足していることなどが挙げられる。

そこで、本県では、岡山県、広島県、香川県の瀬戸内3県とともに、海洋ごみ問題は看過できない問題との共通認識の下、令和2年12月に日本財団との協定を締結した。同協定に基づき設立した「瀬戸内オーシャンズX推進協議会」では、海洋ごみゼロを目指し、調査研究や

普及啓発等の県境を越えた施策を展開するなど、地域が一体となって発生抑制対策の強化に取り組むこととしている。

3 食品ロス・食品廃棄物の削減

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう。）が発生している。国内の食品ロス量は、年間約 570 万トン（令和元年度）と推計されており、そのうち、事業系食品ロス量が 309 万トン、家庭系食品ロス量が 261 万トンとなっている。SDGs の「目標 12 のターゲット 12-3」においても、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」という具体的な目標が設定されるなど、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

また、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が新たに制定され、本県でも同法に基づき「愛媛県食品ロス削減推進計画」を令和 3 年 3 月に策定した。消費者、事業者、関係団体、行政等が協働のもと、愛媛の誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にしないため、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民運動として、循環型社会づくりと脱炭素社会づくりに資する先進的な食品ロス削減に取り組む必要がある。

愛媛県食品ロス削減推進計画の概要

<愛媛県における食品ロスの発生状況>

本県が令和 2 年度に実施した食品ロス実態調査によると、本県の食品廃棄物の年間発生量は、19.5 万トンと推計されている。そのうち約 26.4%に当たる約 5.1 万トンが本県の食品ロス量と推計されている。

<目指すべき将来像> オール愛媛で減らそう食品ロス ～もったいないとおもいやりの心～

<目標> 【推進目標】2025 年度までに、2020 年度比で食品ロス量の 10%削減を達成
 【長期目標】2030 年度までに、2000 年度比で食品ロス量の半減以上を達成

<計画期間> 令和 3 年度～7 年度までの 5 年計画

<基本方針>

1. オール愛媛による食品ロス削減運動の展開
2. 教育及び消費者等への普及啓発
3. 食品関連事業者における食品ロス削減
4. 未利用食品等の有効活用
5. 食品廃棄物の飼料化・堆肥化・バイオガス化等による適正な再生利用
6. 実態調査並びに情報の収集及び提供

<重点施策>

①家庭での取組み促進	「消費期限」と「賞味期限」の違いを啓発、リメイク料理の普及啓発、フードドライブを推進
②食品小売業の取組みに対する支援	食品小売業における消費者への呼び掛けやフードバンク活動への取組み支援を実施
③外食産業の取組みに対する支援	小盛りサイズメニュー導入の促進や飲食店における 3010 運動の実践普及
④フードバンク活動の活性化	県下全域で、食品小売店と子ども食堂や福祉施設が連携した地域循環型フードバンク活動を支援

第5節 廃棄物の発生抑制に関する課題

1 一般廃棄物の課題

令和2年度の県民1人1日当たり排出量（882グラム）は、全国平均よりも低い水準で推移しているものの、ほぼ横ばい状態であるため、現在の取組みを継続しつつ、さらなる排出抑制に取り組む必要がある。

1人1日当たり排出量は、市町ごとに違いが大きいため、特に量の多い市町において排出抑制に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、消費行動の変化により生活系ごみの排出状況に変化が起きていると言われており、生活系ごみの種類別変化に合わせた対策の必要がある。

排出抑制には、全国一律のレジ袋有料化を踏まえたマイバッグ持参のさらなる定着化や、ワンウェイプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減や資源ごみの分別排出の徹底を図る必要がある。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、令和元年度は景気回復により製造業の活動量が活発化したため、平成26年度より若干増加している。

産業廃棄物の排出量は、景気の動向など経済的な影響も少なくないことから、今後も排出抑制について、事業者への適切な指導や啓発等の効果的な施策を展開していく必要がある。

第6節 廃棄物の再生利用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

一般廃棄物の再生利用率は、令和2年度は16.7%であり、第四次計画に掲げた目標値(27%)を達成していない。再生利用率向上のため、ごみの分別ルールの厳守と最終処分場に埋め立てられている焼却灰や飛灰の資源化を促進する必要がある。

ブロック別のリサイクル率は、地域差が大きいことから、リサイクル率の低い地域での取組みを促進する必要がある。

2 産業廃棄物の課題

本県は、脱水などの減量化処理される汚泥の排出量の割合が高いため、再生利用率が全国平均と比べて低い状況にある。特に、種類別の再生利用率が全国よりも低い汚泥や廃プラスチック類などについて再生利用の推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

プラスチックについては、令和2年3月に策定した「えひめプラスチック資源循環戦略」を推進し、必要な技術やイノベーションの促進を図る必要がある。

第7節 廃棄物の適正処理に関する課題

1 一般廃棄物の課題

今後も適正なごみ処理を維持することにより、環境への負荷の低減に努める。

国では、市町村のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組みの促進を図り、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るとしている。

本県でも、ごみの減量による施設への負荷軽減と処理に要する費用の軽減及び処理施設の適正な維持・管理による施設の延命化を図る必要がある。

汚水処理人口普及率は、全国下位の水準であり、下水道への接続や、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるが、最終処分率は全国平均を上回っている。

将来にわたって産業廃棄物を安定的に処理・処分できる体制の構築に向けて、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を進めていく必要があるが、産業廃棄物処理施設の新設に対する住民の不安もあるため、厳正な設置許可審査や維持管理状況の監視のほか、地域住民の理解を得ることに努め、再資源化処理施設をはじめとする産業廃棄物処理施設を確保していく必要がある。

また、施設の整備と併せて、安全性の高い施設や高度な処理技術を有し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者が育成される環境を整えていく必要がある。

不法投棄については、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、近年では、不法投棄の件数、投棄量とも横ばいで推移しているが、撲滅には至っていない。産業廃棄物の不法投棄は、地域の自然環境・生活環境を損なうだけでなく、産業廃棄物処理に対する県民の不信感や不安を増大させ、アンフェアなコスト負担の発生により、適正な処理を行っている事業者や処理業者の経営を圧迫し、その結果、優良な処理業者が立ち行かなくなること等が懸念される。

そのため、今後も排出事業者に対するマニフェストの使用の徹底や監視指導体制を強化するとともに、処理業者に対し処理基準等の厳守について指導すること等により、引き続き、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正に努める必要がある。

第8節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減

本県では、令和2年2月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、増加傾向にある温室効果ガスの排出量の削減に県内の各界各層が一体となって取り組んでいる。

廃棄物分野においても、処理工程における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を推進していく必要がある。

また、気候変動の影響への適応の取組みを推進していく必要がある。

第9節 災害廃棄物への対応

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時には、災害廃棄物が大量に発生し、その適正かつ円滑・迅速な処理は、早期復旧・復興への第一歩である。

そのため「オール愛媛」による災害廃棄物処理体制の確立を図り、災害に備えるために、平成28年4月に「愛媛県災害廃棄物処理計画」を策定した。

平成30年7月豪雨では、県内14市町で約25.3万トンもの大量の災害廃棄物が発生し、被災市町の懸命な努力により、令和2年5月27日に全ての処理が完了した。近年、全国各地で豪雨災害等が頻発しており、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築が求められている。

【愛媛県災害廃棄物処理計画】

愛媛県災害廃棄物処理計画は、①平常時（災害予防）、②応急対応時、③復旧・復興時の3段階の時系列別に、それぞれ県等の対応内容や組織体制・指揮命令系統、管理体制を示すとともに、災害廃棄物の処理手順や技術的事項等について整理している。

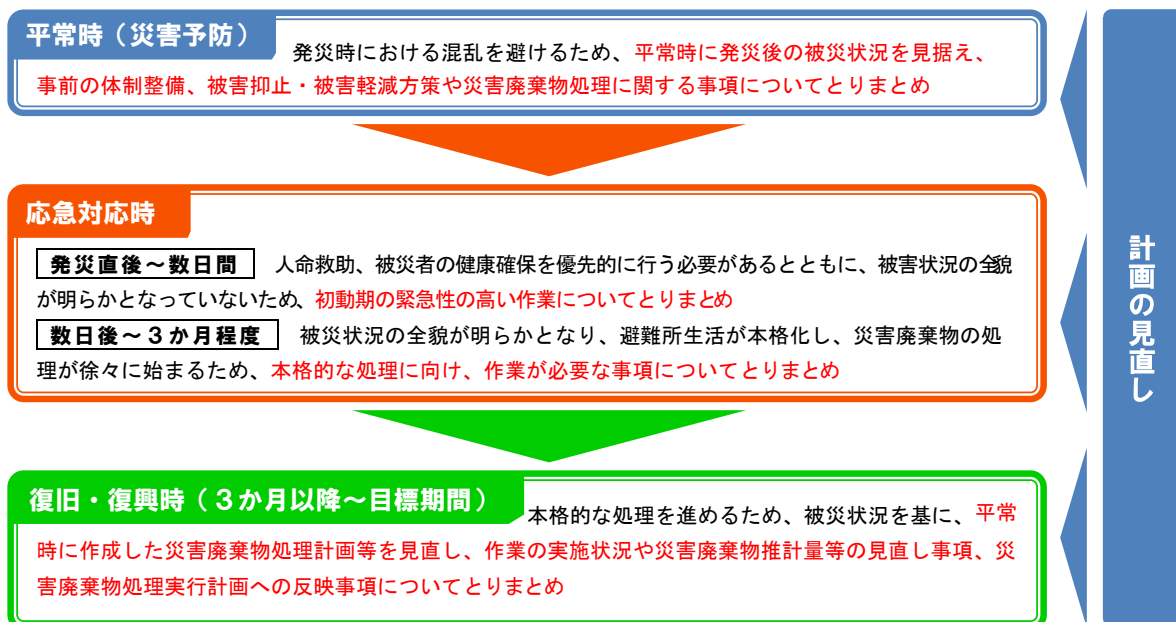


図 2-9-1 災害廃棄物処理計画の内容